

第5章 復興への展望

——安全で、震災以前にも増して活力あふれるまちへ



1 復興に向け、組織・計画づくり

(1) 復興に取り組む組織を構築

① 平成23年度の組織改正

市は、いわきの再生と復興に向けた全庁一丸の取り組みを推進するため、6月1日に、市長を本部長とする「いわき市東日本大震災復興本部」を設置した。

また、同日付の行政組織改正により、復旧・復興に向けたさまざまな取り組みを統括する「復興監」を設置するとともに、被災者の生活再建に向けた全庁的な各種支援策の推進などを図るため、行政経営課内に「復興支援室」を新設した。

さらに、平成24(2012)年1月1日には、本市の復旧・復興において喫緊の課題である原子力災害対策にこれまで以上に迅速かつ総合的、一体的に取り組むため、行政経営部内に「原子力災害対策課」（186ページに記述）を設置したほか、危機管理体制の強化を図るため、新設する原子力災害対策課及び危機管理課を統括する「危機管理室」を同部内に設置した。

また、放射線に係る健康管理対策の強化を図ることを目的に、保健所内に「放射線健康管理センター」（186ページに記述）を設置した。

国の組織としては、平成24(2012)年2月10日に復興庁が設置され、その地方機関として、福島復興局が福島市に設置されるとともに、そのいわき支所がいわき地方合同庁舎5階に開設された。

② 平成24年度の組織改正

平成24(2012)年4月1日の組織改正では、危機管理課や放射線健康管理センターなどの再編をするほか、広範かつ甚大な被害を受けた津波被災地域の復興・再生に向け、各地区の特性・ニーズ等を踏まえながら事業を推進する観点から、都市建設部に「都市復興推進課」を新設するとともに、小名浜と勿来の両区画整理事務所の職員体制を増強し、係体制を導入した。

同年10月1日には、市の農林水産業および観光業における震災からの復興と、原発事故に伴う風評被害対策を目的に、市の農林水産部および商工観光部の職員で構成した部局横断のプロジェクト組織「見せます！いわき情報局 見せる課」を開設した。（写真5-1）

県の組織としては、同年4月1日より、いわき地方振興局の「地域連携室」が「復興支援・地域連携室」に改められるとともに、いわき建設事務所に復旧・復興部が新設された。

国の組織としては、原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策を迅速に判断するため、平成25(2013)年2月1日に、復興庁福島復興局、環境省福島環境再生事務所、原子力災害現地対策本部を統括する組織として、福島復興再生総局が発足し、福島市の福島復興局内に事務局が置かれた。



写真5-1 首都圏などの報道機関を招聘して地元農林水産品の検査体制と安全性を紹介する「見せる課」

(2) 復旧・復興の検討体制を構築

① 市東日本大震災復興本部を中心に、さまざまな課題に対応

「市東日本大震災復興本部」は市の震災復興に係る総合調整を担っており、具体的には、市の復旧・復興に向けた基本的な方針や計画、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興特区制度（税制・金融などの特例措置、復興交付金、土地再編に係る特例措置など）の活用方策をはじめ、被災者の生活再建支援の推進方法、避難住民への行政サービスのあり方、放射線モニタリングの進め方、除染対策の進め方など、本市の復旧・復興に関するあらゆる事項について、協議・決定するとともに、その進捗管理を図っている。

また、本市は被災自治体であると同時に、原子力発電所の事故による避難者を受け入れていることから、双葉郡8町村との連携のあり方についても、当本部で協議・検討を図っている。

前例のない複雑・多岐に渡る事項を協議するため、これまで平成23年(2011)度に34回、平成24(2012)年度は平成25(2013)年2月1日現在で31回の会議を開催している。

さらに市民生活や地域経済などの広範囲の分野にわたり、かつ重点的に取り組む施策については、当本部内に作業部会を設置して、調査・検討を進めた。

- 〈1〉沿岸域等土地利用作業部会＝津波などにより大きな被害を受けた沿岸域（19被災地区）の復興に向けた取り組み
- 〈2〉地域力再生・強化作業部会＝地域コミュニティやライフラインをはじめとする生活基盤など、地域力の再生・強化に向けた取り組み
- 〈3〉地域産業再生作業部会＝震災や原子力発電所事故により深刻な打撃を受けた地域産業の再生・復興に向けた取り組み
- 〈4〉都市魅力再生作業部会＝著しく損なわれた地域イメージの回復を図る、都市魅力の再生・復興に向けた取り組み

② 復興に関する連絡・調整会議を設置

市は、東日本大震災からの復旧・復興を「オールいわき」体制で推進し、国、県および市内関係団体などが一堂に会し、情報共有など連絡・調整を円滑に図ることを目的に、平成23(2011)年8月22日、市内行政機関やライフライン関係、民間団体など、37団体が構成する「いわき市の復興に関する連絡・調整会議」を発足させた。

会議では、国・県や市の復旧・復興に向けた施策や民間団体の動向など、多岐にわたる意見・情報などが交わされている。

(3) 「いわき市復興ビジョン」を策定

① 市復旧・復興計画検討委員会を設置

市は震災からの市の復旧・復興にあたり、考え方やプロセス、さらには目指すべき「復興の姿」を明確にするため、7月12日、都市計画、経済・産業、原子力防災、地域福祉、医療、都市防災、新エネルギーの各分野から、委員7人で構成する「いわき市復旧・復興計画検討委員会」（委員長＝齊藤充弘氏・福島工業高等専門学校准教授）を発足させた。同委員会に



写真5-2 市復旧・復興計画検討委員会から市長へ「市復興ビジョン」に対して提言（9月28日）いわき市撮影

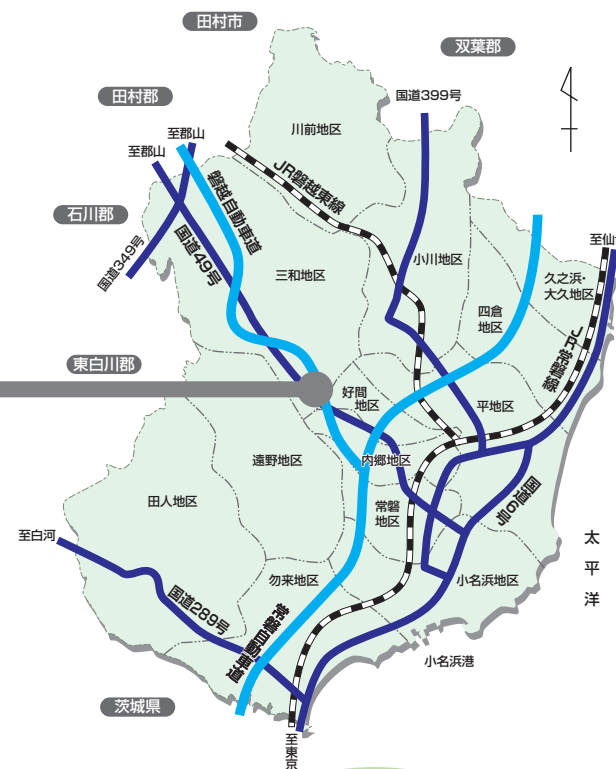
いわき市 復興ビジョン

～日本の復興を～

目 的

復旧・復興によって、
どんなまちを創るのか

前例のない複合災害に見舞われた福島県浜通り地域の拠点都市として、市民の安全・安心を最大限に確保し、震災前にも増して活力に満ち溢れた、世界に誇る復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」を創る。



理 念

どのような考えのもとで
事業に取り組み、
目的を達成するか

理念1 | 連携

「オールいわき」「オールジャパン」で事業に取り組む

理念2 | 安心

災害に強く、安全で、安心できるまちを目指す

理念3 | 活力

前例のない複合災害からの再生モデルを世界に示す

理念4 | 魅力

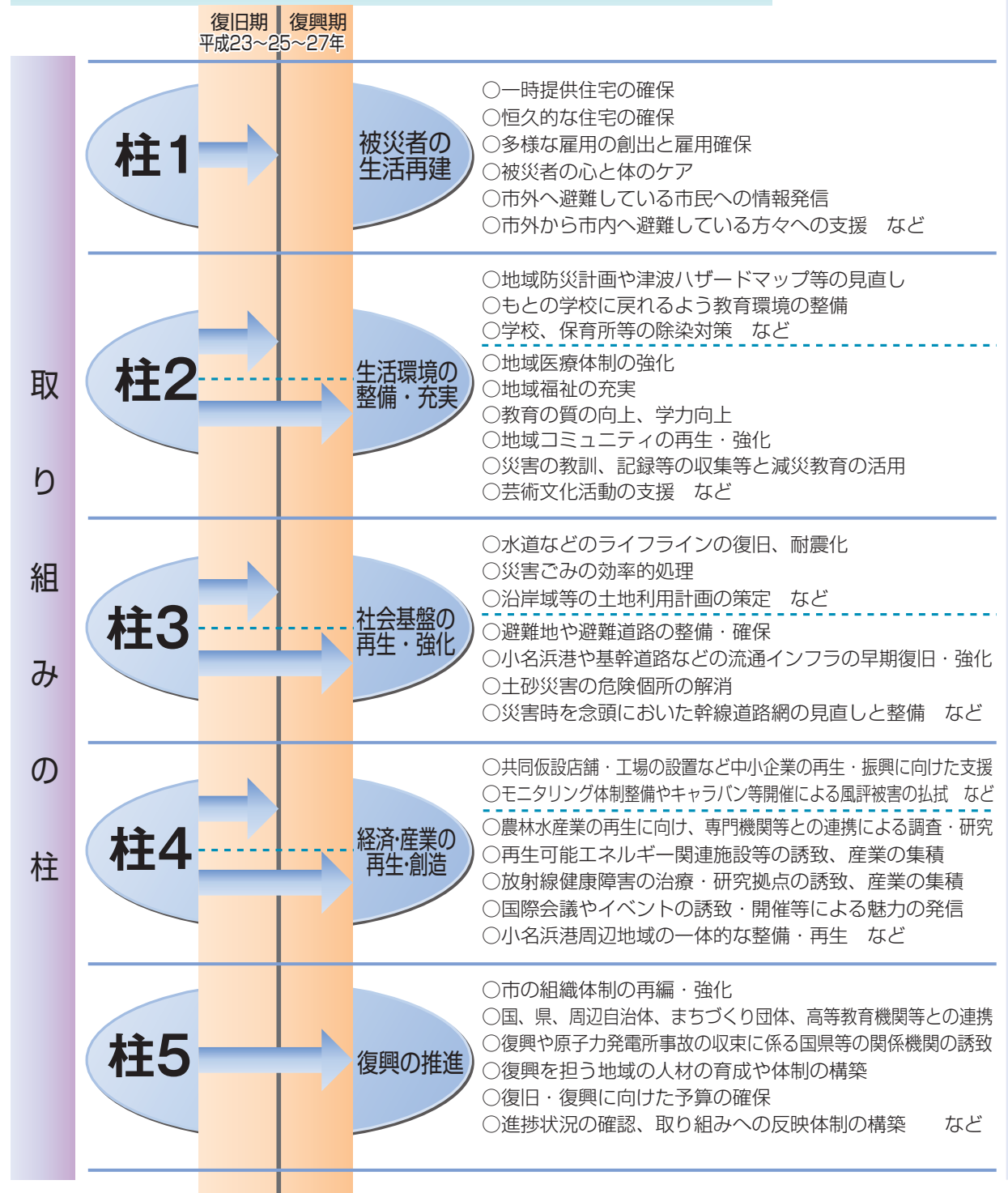
住む人も住む場所も世界から愛されるまちを目指す

理念5 | 挑戦

原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す

「いわき」から～

目的達成に向けた主な施策



いわき市復興事業計画

図5-1 いわき市復興ビジョンの体系図

おいては、6回にわたる会議や市民からのパブリックコメントなどを実施し、9月28日に提言としてまとめた。(写真5-2)

これに基づき、市は9月30日、震災復興に向けた基本方針や主要な施策などを示す「市復興ビジョン」を策定した。

② ビジョンの概要

同ビジョンに取り組むに当たって、「日本の復興を『いわき』から」をキャッチフレーズに掲げ、前例のない複合災害に見舞われた福島県浜通り地域の拠点として、市民の安全・安心を最大限に確保。震災前にも増して活力に満ち溢れた、世界に誇る復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」を創るため、「連携」「安心」「活力」「魅力」「挑戦」の5つを復旧・復興の理念とした。

また、同ビジョンの推進期間としては、10年後の姿を再生後のイメージとして見据えながら、復旧・復興に向け、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までの概ね5年間に、集中的に取り組むこととした。

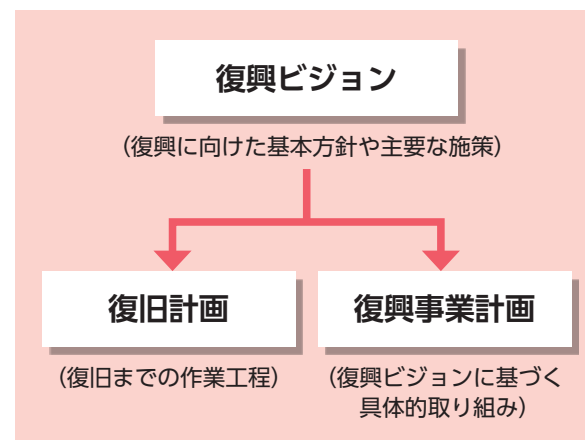


図5-2 各種計画の関係

(4) ビジョンに基づき、「いわき市復旧計画」を策定

東日本大震災による大地震・大津波、さらには4月の大規模誘発地震により、本市の社会基盤などは甚大な被害を受けたが、市は東日本大震災後における市民生活の安心と暮らしの再建に向け、ライフラインの復旧や市民生活に直結する施設の改修などに全力で取り組んできた。(応急的な復旧や対応については、128ページ以下、「第4章 混乱から復旧、復興へ」に記述)

市が所管する被災した公共施設や道路などに代表される社会基盤などの復旧は、9月に策定した「いわき市復興ビジョン」に基づく復興への礎となるものであり、着実に実行していく必要があることから、市は平成23(2011)年10月18日、その復旧に関する工程表として「いわき市復旧計画」を策定した。(図5-3)

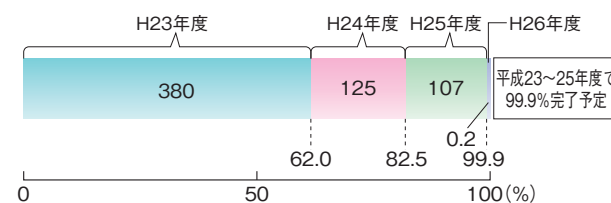


図5-3 復旧計画策定時の総事業費と進捗見込み (単位: 億円)

(5) ビジョンに基づき、「いわき市復興事業計画」を策定

① 市復旧・復興計画検討市民委員会を設置

市は「市復興ビジョン」に基づき、具体的な復興の取り組みを示す事業計画を策定するに際し、市民の声を反映させるため、9月16日、いわき市の学識経験者や経済、医療、教育、市民活動などの各界16人から成る「いわき市復旧・復興計画検討市民委員会」(委員長＝齊藤充弘氏・福島工業高等専門学校准教授)を発足させた。(写真5-3)

同委員会においては6回にわたり各事業について検討を重



写真5-3 「いわき市復旧・復興計画検討市民委員会」の会議(第2回)
[10月14日 いわき市撮影]

ね、12月22日、最終会議を経て、同26日に市長へ報告。市は「いわき市復興事業計画」(第1次)としてまとめ、発表した。

② 市復興事業計画の概要

本計画では、復興ビジョンで定めた5つの「取組の柱」に沿い、計168の取り組みを体系別に掲げた。また、津波被災地域の復興や災害公営住宅の整備、原子力災害対策など、特に重点的に取り組む必要がある施策を「重点施策」(9施策)として掲げ、市の早期復興に向け取り組むこととしている。(図5-4)

いわき市 復興事業計画

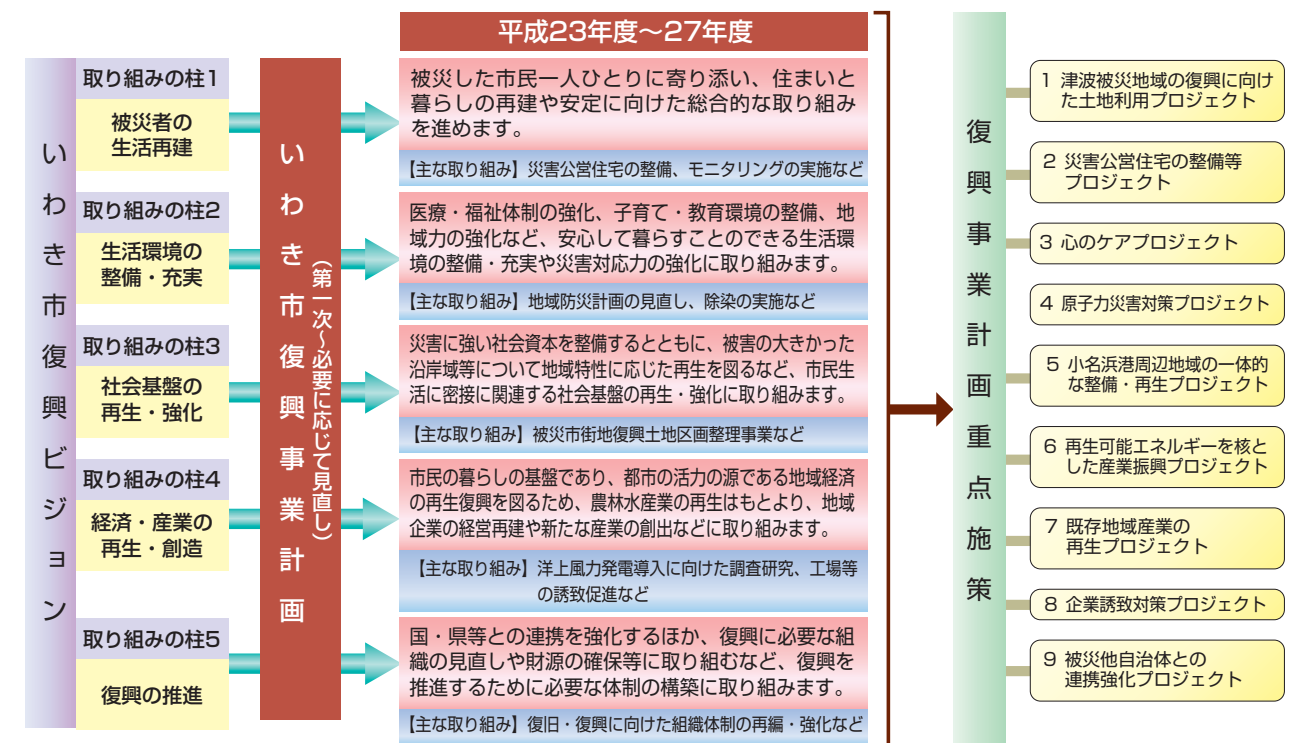


図5-4 「いわき市復興事業計画」の体系図

③ いわき市復興事業計画の進捗管理

復興を着実に推進していくためには、本計画の進行状況や復興の状況等について、庁内はもとより、各界・各層の代表者をはじめ、高等教育機関や関係団体、さらには広く市民と情報共有を図っていく必要がある。

このことから、庁内では市東日本大震災復興本部において、また、庁外では新・市総合計画や復興事業計画の推進を図るため設置した「いわき市行政経営市民会議」において、復興の状況を管理するほか、幅広く市民に情報を提供することとした。

④ いわき市復興事業計画(第2次)の策定

いわき市復興事業計画(第1次)の策定後、国や県の動向等が徐々に明らかになってきたことから、市民のニーズを踏まえ、的確かつ柔軟に復興を推進する観点から、計画を見直すこととした。

見直しに当たっては、平成24(2013)年5月から12月にかけて全7回にわたり「いわき市行政経営市民会議」を開催し、委員からの幅広い視点からの意見などを得て、既に位置付けた事業の見直しや新たに取り組むべき事業等の追加を行い、平成25(2013)年1月にいわき市復興事業計画(第2次)として公表した。

2 「いわき市復旧計画」の取り組み

(1) 平成 25 年度末を目標に復旧事業を推進

① 平成 23 年度の単年度では約 7 割の進捗率

市が平成23(2011)年10月18日に策定した「いわき市復旧計画」においては、平成25(2013)年度末までに約610億円をかけ、おおむね社会基盤などの復旧を完成させようというものであった。

震災から約1年、平成23(2011)年度末における、単年度事業費ベースで約7割程度の進捗、全体事業費ベースでは約4割（計画では6割）と、「やや遅れ」ている状況であった。（図5-5）

この要因としては、国の災害査定が遅れ、新たな工事などの発生、工事入札の不調などが挙げられる。

今後市は平成24(2012)年度末における全体計画の進捗率約82%の達成に向け、復旧を加速化させることとしている。

② 社会基盤となる施設を再建や移転

復旧事業のうち、市有施設の種類などによって分けた小区分に進捗状況をみると、全124区分中43区分（約35%）の施設などですでに復旧が「完了」し、42区分（約34%）で「計画どおり進捗」、39区分（約31%）が「一部遅延」している状況である。（写真5-4、5、6）

なお、施設のなかには耐震構造上の問題などの要因により、元の場所で再建することが困難であることから、移転再建する施設（江名市民サービスセンター、江名公民館、豊間保育園、勿来学校給食共同調理場）、検討の結果廃止せざるを得ない施設（住吉、平、江名、下神白の4保育園・保育所、平ユースホテル、一部市営住宅）、別施設へ移転する施設（植田児童館）など、抜本的な見直しなどを行った市有施設もあった。

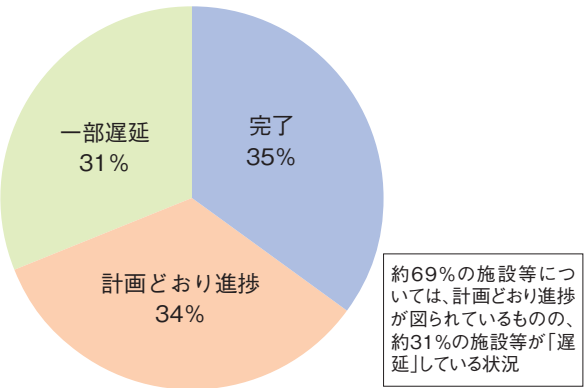


図5-5 平成23年度末における社会基盤などの復旧の進捗状況



写真5-4 勿来、常磐の市民会館は計画より1年前倒して平成24年10月に常磐、同年11月に勿来のホールがそれぞれ再開工事中の勿来市民会館。
〔平成24(2012)年10月 いわき市撮影〕



写真5-5 内郷内町地内の市道宮沢－蛭内線（復旧前）
斜面が大きく崩落し、復旧工事に時間を要するため通行止めとなった。
〔いわき市撮影〕



写真5-6 内郷内町地内の市道宮沢－蛭内線（復旧後）
平成24(2012)年4月に通行が可能となった。
〔いわき市撮影〕

3 復興特区制度と「いわき市復興事業計画」の取り組み

(1) 復興特区制度を活かした「市復興事業計画」の進捗

① 復興対策本部、復興庁を国が設置

市が復興事業計画（第一次）をすみやかに実施するためには、国・県の支援や連携が不可欠となる。
国においては、「東日本大震災復興基本法」（平成23年6月公布・施行）に基づき、復興対策本部・現地対策本部が発足。7月の復興基本方針を経て、12月に「東日本大震災復興特別区域法」を施行、平成24(2012)年2月には「復興庁設置法」を施行した。

② 復興特別区域（復興特区）制度の概要

被災地の復興を円滑かつ迅速に推進するための具体的な手法としては、「東日本大震災復興特別区域法」に基づく「復興特区制度」がある。

この制度は〔1〕個別の規制、手続きの特例や税制・金融上の特例を受けるための「復興推進計画」、〔2〕土地利用の再編に係る特例許可・手続きの特例を受けるための「復興整備計画」、〔3〕財政上の特例である復興交付金の交付を受けるための「復興交付金事業計画」で構成されており、各計画について国の認定や採択を受けることなどにより特例が適用される。（表5-1）

表 5-1 復興特別区域（復興特区）制度の概要			
特例の内容	○住宅、産業、まちづくり、医療、福祉などの各分野にわたる規制、手続きの特例 ○雇用の創出などを強力に支援する税制上の特例	○土地利用再編のための特例（事業に必要な許可の特例、手続きのワンストップ化、新しいタイプの事業制度活用）	○ハード補助事業の一括化 ○使途の緩やかな資金の確保 ○地方負担金の手当て ○執行の弾力化・手続きの簡素化
計画の内容	個別の規制、手続きの特例や税制上の特例措置などを受けるための計画	土地利用再編に係る特例許可・手続きの特例などを受けるための計画	復興地域づくりを支援する新たな交付金（復興交付金）事業に関する計画
作成する計画	復興推進計画	復興整備計画	復興交付金事業計画
作成主体	県、市町村（単独または共同）	市町村（単独または県と共同）	市町村（単独または県と共同）
手続き	内閣総理大臣の認定	○（必要に応じて）公聴会、広告、縦覧 ○復興整備協議会での協議・同意 ↓ 計画を発表	内閣総理大臣に提出

本市においては、産業の復興や雇用の創出を目的とした「ふくしま産業復興投資促進特区」や「サンシャイン観光推進特区」などの特区が認定されているほか、規制・手続きの特例として「福島確定拠出年金復興特区」が、金融上の特例としては「復興特区支援利子補給金」などが認定を受けており、それぞれの特例措置の活用を図っている。

また、主に沿岸域の復興に向け、いわき市復興整備計画及びいわき市復興交付金事業計画を策定し、防災集団移転促進事業や震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業などの取り組みを着実に進めている。

③ 復興交付金制度

復興交付金制度は、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを、資金面から支援することにより復興を加速させようと創設されたもので、いわき市を含む特定被災区域において、文部科学省、農林水産省、国土交通省など5省40基幹事業および効果促進事業が対象となった。

交付を受けるには「東日本大震災特別区域法」第78条第1項の規定に基づき、復興交付金事業計画を策定する必要があり、市においては制度を最大限に活用できるよう創意工夫を図り、平成23～25(2011～13)年度に着手可能な事業を事業計画として取りまとめ、平成24年1月に第1次、同年4月に第2次、同年6月に第3次、同年10月に第4次、平成25(2013)年1月に第5次と、それぞれ申請を行った。(写真5-7)

この結果、防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業、復興道路整備事業、津波復興拠点整備事業、災害公営住宅整備事業、復興整備実施計画事業（以上、206～210ページ・図5-7～11）などが採択された。採択事業は延べ136事業、交付対象事業費は約724億円、交付金額は約587億円であった。

平成25(2013)年1月の5次申請に続き、今後も平成27(2015)年まで数度の申請を予定している。市は早期復興を図るため、本制度を最大限に活用することとしている。

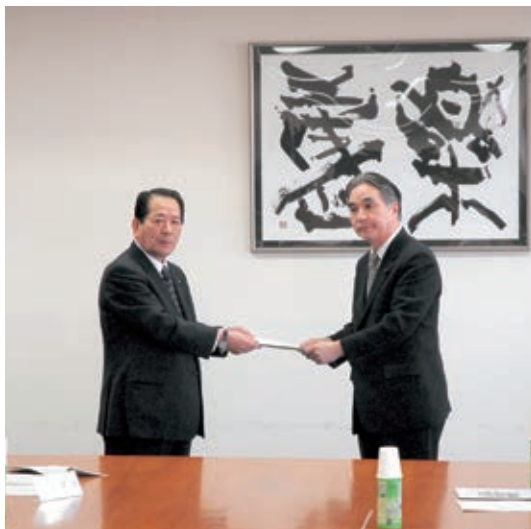


写真5-7 平野復興大臣に対し、復興交付金の使い勝手の改善などの要望書を手渡す市長
(平成24(2012)年4月9日 いわき市撮影)

④ 平成23年度末における市復興事業計画の進捗

このように一部、復興特区制度を活用して計画した168の取組から成る「いわき市復興事業計画（第1次）」のうち、平成23(2011)年度内に着手するとしていた取組139に対し、1取組が未着手であったものの、3取組は前倒しで着手、この結果141取組はすでに着手していることになり、おおむね計画どおり進捗している。

事業費ベースでみると、計画策定時点で平成23(2011)年度の事業費を200億8,900万円と見込んでいたが、未確定であった放射性物質のモニタリングや除染に係る経費が確定したことから、これら事業費を加え161億2,600万円となった。

(2) 特区制度活用による市街地、農地などの復興を

ー復興事業計画の重点施策／津波被災地域の復興に向けた土地利用プロジェクト、災害公営住宅の整備等プロジェクト

① 地域住民をまじえ、復興のための意向調査を実施

いわき市の沿岸約60kmには大津波（26ページ以降に記述）が押し寄せ、多くの尊い人命が失われ、家屋の倒壊・流失などにより生活基盤を失うという、大きな災害に見舞われた。

このため、被災住民の生活再建を円滑に図るため、「いわき市津波被災市街地土地利用方針」を策定し、主に土地利用の面から沿岸地域全体および各地区の復興に向け、住民や専門家などとの意見交換や要望を取り入れながら、具体化に「津波被災地域の復興に向けた土地利用プロジェクト」として復興事業計画（第1次）の重点施策に位置づけ、取り組んでいる。

いわき市の沿岸約60kmには集落が多く位置していることから、沿岸域の5地区（久之浜、四倉、平、小名浜、勿来）のうち、被害の大きい末続、金ヶ沢、久之浜〔2区分〕、田之網（以上、久之浜地区）、四倉〔3区分〕（四倉地区）、沼ノ内、薄磯、豊間（以上、平地区）、走出、江名港、折戸・中之作、永崎、下神白（以上、小名浜地区）、小浜、岩間、錦町須賀（以上、勿来地区）に区分して、市東日本大震災復興本部の沿岸域等土地利用作業部会が中心となって、それぞれの地域における生活再建に必要な住まいを中心とした土地利用について、国の制度改正や関係機関との調整なども踏まえながら、対象地域住民や市、専門家などを交えた地区懇談会や意向

調査・分析を実施した。

今後希望する住まいの場所としては、津波被災地域全体では、「被災前と同じ場所（自宅があった場所）」が最も多く、次いで「被災前の地区に近い津波の来ない安全な場所（高台など）」、「被災前の地区内で津波の危険が低い場所」の順となっているが、被災が甚大な地区では、「被災前の地区に近い津波の来ない安全な場所」が最も多くなっている地区もある。

また、復興案を策定していくうえで必要な対策では、津波被災地域全体でみると、「街を守れる十分な強度の防波堤整備」、「高台への移転」、「防災道路・緑地など多重な津波防御施設の整備」の順となっているが、「高台への移転」の割合が多い地区もある。

② 市復興整備計画を策定

いわき市は復興特区制度のうち、土地利用の再編に係る特例許可や手続き上の特例を受けることで復興を迅速かつ円滑に進めるため、平成24(2012)年6月、いわき市長、国の関係機関の長、県知事などの構成による「いわき市復興整備協議会」を設置した。

被災地個々の復興整備協議会では、復興整備計画（土地利用の再編に関する許認可の特例を受けるための計画）やその実施に関して必要な事項を協議することとなっており、いわき市においては市東日本大震災復興本部の沿岸域等土地利用作業部会が中心となって地元地区民との間で練り上げてきた将来計画が反映された、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備および建設に必要な農地転用許可など、復興に向けたまちづくりに必要な特例措置の適用について記載された復興整備計画について、関係機関の同意を得て、公表した。

さらに、同年7月に開催した第2回の協議会で復興事業計画の変更を行ったほか、これまでに4回の協議会を開催している。（平成25年2月1日現在）

復興整備計画の目標としては、〈1〉震災前に増して活力に満ちた、復興再生モデルとなる持続可能なまち「いわき」の創造、〈2〉将来にわたり地域コミュニティが維持されるコンパクトな都市環境の形成、〈3〉数十年から百数十年の頻度で発生すると想定される津波および高潮に対し、海岸堤防などにより人命や財産を守る、〈4〉最大クラスの津波に対し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ「多重防衛」による津波防災・減災対策を実施〈5〉は場の大区画化などによる被災した農村地域の復興、〈6〉内陸部における造成宅地の復旧などによる安全な市街地に復興－を挙げ、市内沿岸部、内陸部における土地利用方針の具体的な内容を示した。

③ 主な復興手法

ア 都市再生区画事業（被災市街地復興土地区画整理事業）

津波被害の大きかった既成市街地においては、津波を防ぐため河川や海岸保全施設などの整備にあわせ、後背市街地および隣接する農地、山林などを含めた区域を、土地区画整理事業の手法で一体的に整備することにより市街地の再生を図る。

これらの区域については、ゾーニングにより商業、業務、住宅地を適正に配置する。

市内では、^{ひさの}久之浜、^{うすいそ}薄磯、^{とよま}豊間、^{おなほま}小名浜港背後地、^{おばま}小浜、^{いわま}岩間の計6か所で施行される。（図5-7～11）

イ 防災集団移転促進事業

津波により相当数の建物が流出し、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住宅地などについては、防災集団移転促進事業により、近隣の安全な場所に住宅地を整備し、集団移転を図る。移転跡地については、災害危険区域として指定し、防災のため自然的土地利用を図る。

市内では、^{すえつぎ}末続、^{かねがさわ}金ヶ沢、^{はしり}走出（^{えな}江名）、^{にしきまち}錦町須賀の計4か所で施行される。（図5-7～11）

ウ 災害公営住宅整備事業

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し、安定した生活を確保してもらうために市町村が提供する公営住宅である。

市が災害公営住宅の入居資格世帯6,203世帯に対して、平成24(2012)年7月に実施したアンケートによると、回答のあった3,043世帯のうち、1,456世帯が入居を希望した。

このため、平成25(2013)年2月、被害状況、住宅需要、住宅建設の適性などを検討し、災害公営住宅の整備を決定した。最終的な整備戸数は、平成24(2012)年度末までに実施予定のアンケート結果を踏まえ、確定する予定にしている。(表5-2)

計画では平成27(2015)年度末までの完成をめざすことにしており、まず平成24(2012)年10月には、常磐関船^{じょうばんせきふね}町^{まち}に鉄筋コンクリート8階建て、32戸の建設に着手した。(図5-6)

表 5-2 市内各地区における災害復興住宅の整備予定戸数（平成 25 年 2 月 1 日現在）

地区など		区分	整備予定戸数 (戸)	うち戸建戸数 (戸)	入居開始予定 (目標)
平地区（430戸）	平豊間		192	24	平成25年度末
	平薄磯		103	18	平成25年度末
	平沼ノ内		40	0	平成25年度末
	平字作町		45	0	平成26年度中
	【選定中】		50	0	平成26年度以降
小名浜地区（190戸）	永崎		190	24	平成26年度中
勿来地区（236戸）	岩間町		50	0	平成26年度中
	錦町		64		平成26年度中
	勿来町関田		72		平成26年度中
	勿来町四沢		50	30	平成26年度中
常磐地区（120戸）	常磐関船町(関船団地)		32	0	平成25年度末
	【選定中】		88	16	平成26年度以降
内郷地区（250戸）	内郷高坂町砂子田(雇用促進住宅)		250	0	平成27年度中
四倉地区（151戸）	四倉町上仁井田		151	20	平成26年度当初
久之浜地区（138戸）	久之浜町久之浜		120	0	平成26年度当初
	【選定中】		18	18	平成26年度以降
合 計	－		1,515	150	－

注）建設予定地、戸数、入居開始予定は、今後建築設計および用地交渉などにより変更する可能性がある。



図5-6 災害公営住宅の完成予想図（平豊間）

④ 各地域の復興整備事業

規制緩和や手続き上の特例（復興整備計画）および財政上などの特例（復興交付金計画）を活用した主な事業を市内地区別にみると、次のとおりである。

ア 久之浜地区

久之浜^{ひさの はま}地区においては、久之浜市街（震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、道路事業、防災拠点施設（津波避難ビル）整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）、久之浜町末統^{ひさの はままちすえつぎ}（防災集団移転促進事業など）、久之浜町金ヶ沢^{かねがさわ}（防災集団移転促進事業など）などで事業を施行する。(図5-7)

イ 四倉地区

四倉^{よつくら}地区においては、四倉市街（災害公営住宅整備事業、防災対策検討事業（県事業）、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）、四倉町下仁井田^{よつくらまちしもに いだ}（農地整備事業〔ほ場整備〕）で事業を施行する。(図5-8)

ウ 平地区

平^{たいら}地区においては、平夏井^{たいらなつ い}（農地整備事業〔ほ場整備〕）、平薄磯^{うすいそ}（震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、道路事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）、平豊間^{とよま}（震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、津波防災公園整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）、平沼ノ内^{ねまの うち}（災害公営住宅整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）で事業を施行する。(図5-9)

エ 小名浜地区

小名浜^{おな はま}地区においては、江名字走出^{えな な はり で}（防災集団移転促進事業）、小名浜港および背後地^{おな はまこう}（震災復興土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、小名浜地域水産業施設復興整備事業など）、永崎^{ながさき}（災害公営住宅整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕（県事業）など）で事業を施行する。(図5-10)

オ 勿来地区

勿来^{なこそ}地区においては、小浜町^{おばままち}（震災復興土地区画整理事業、道路事業（県事業など））、岩間町^{いわままち}（震災復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、都市公園事業〔防災緑地〕、道路事業（県事業）など）、錦町須賀^{にしきまち す か}（防災集団移転促進事業など）、錦町^{なこそまちせき た}（災害公営住宅整備事業、農地整備事業〔ほ場整備〕、道路事業）、勿来町関田^{し さわ}（災害公営住宅整備事業、農地整備事業〔ほ場整備〕、道路事業など）、勿来町四沢^{し さわ}（災害公営住宅整備事業）で事業を施行する。(図5-11)

カ 内陸部の復興事業

平字作町^{たいら さくまち}、常磐関船町^{じょうばんせきふねまち}、内郷高坂町^{うちごうたかさかまち}では災害公営住宅整備事業を、常磐西郷町^{にしごうまち}や泉もえぎ台^{いずみ}では造成宅地滑動崩落緊急対策事業(このほかの住宅団地災害やがけ崩れなどについては県、市の既設事業で対応。183ページに記述)を、それぞれ進めることとしている。さらに6集会所の木質バイオマス施設等緊急整備事業、中学校や公民館などの耐震化事業も採択された。

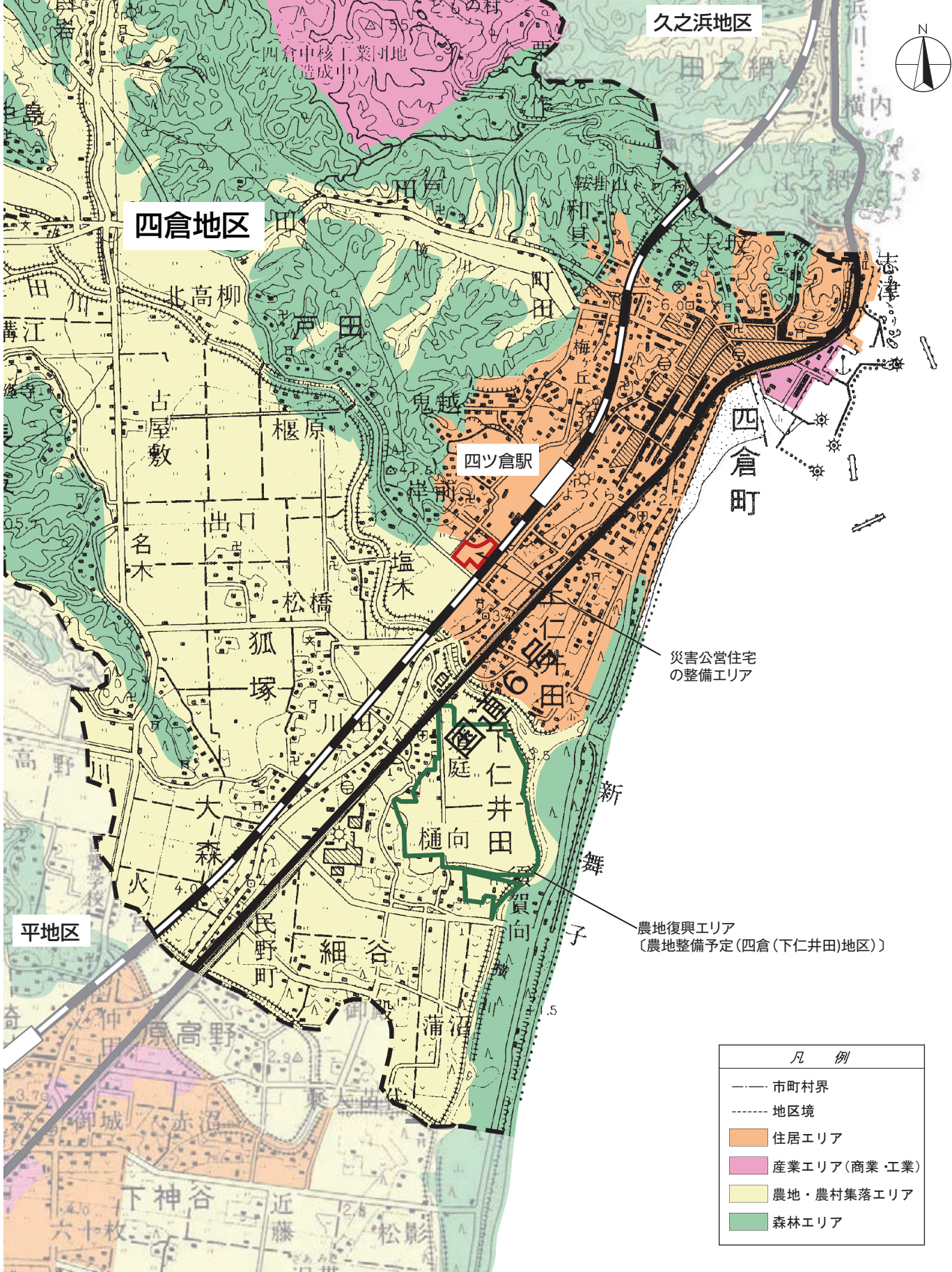


図5-7 市復興整備計画土地利用構想図・久之浜地区（久之浜、末続、金ヶ沢）
〔1：50,000 地形図（原寸×1.29） 平（平成19年修正） 国土地理院発行〕

図5-8 市復興整備計画土地利用構想図・四倉地区（四倉市街、下仁井田）
〔1：50,000 地形図（原寸×1.74） 平（平成19年修正） 国土地理院発行〕

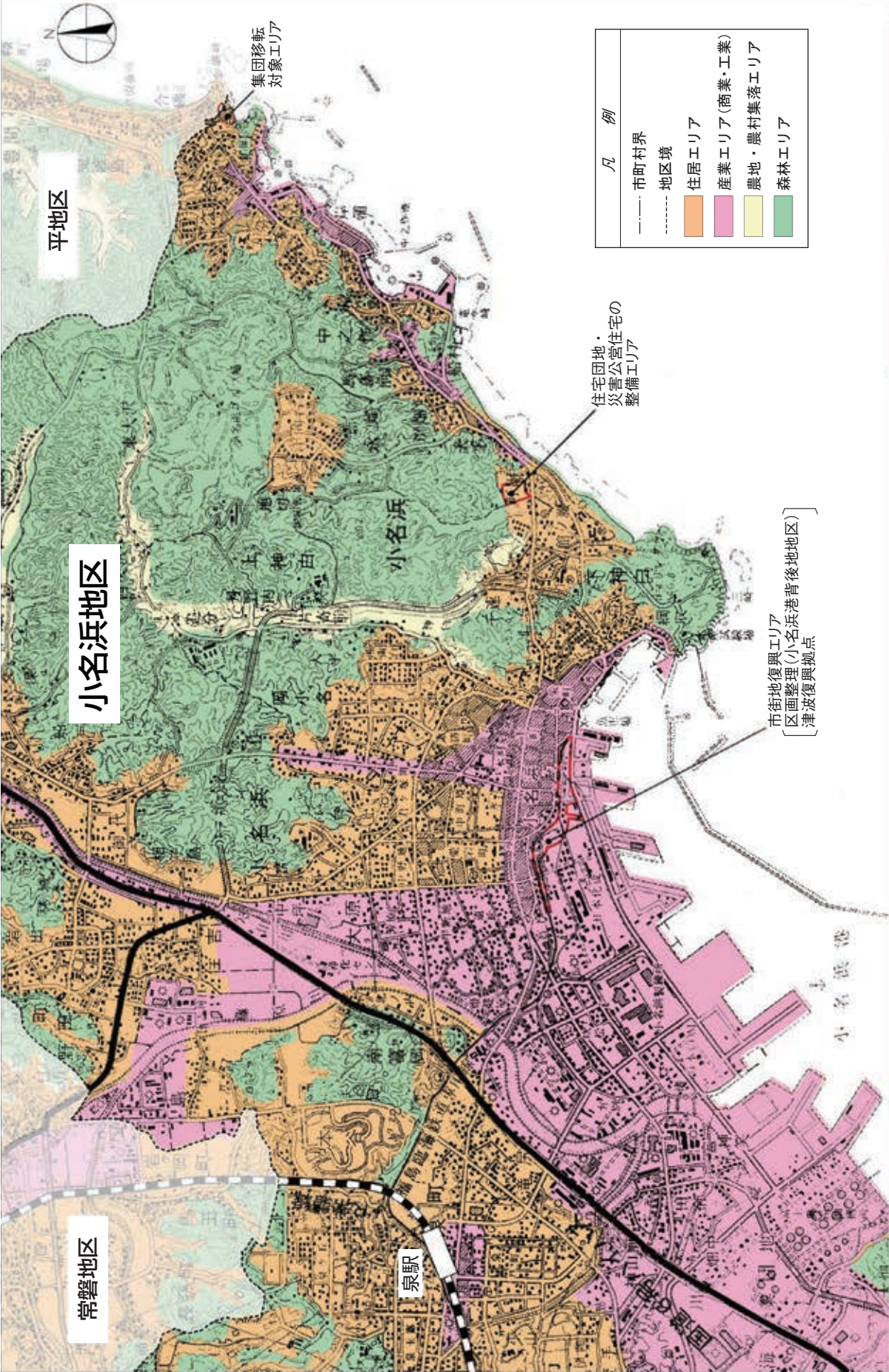
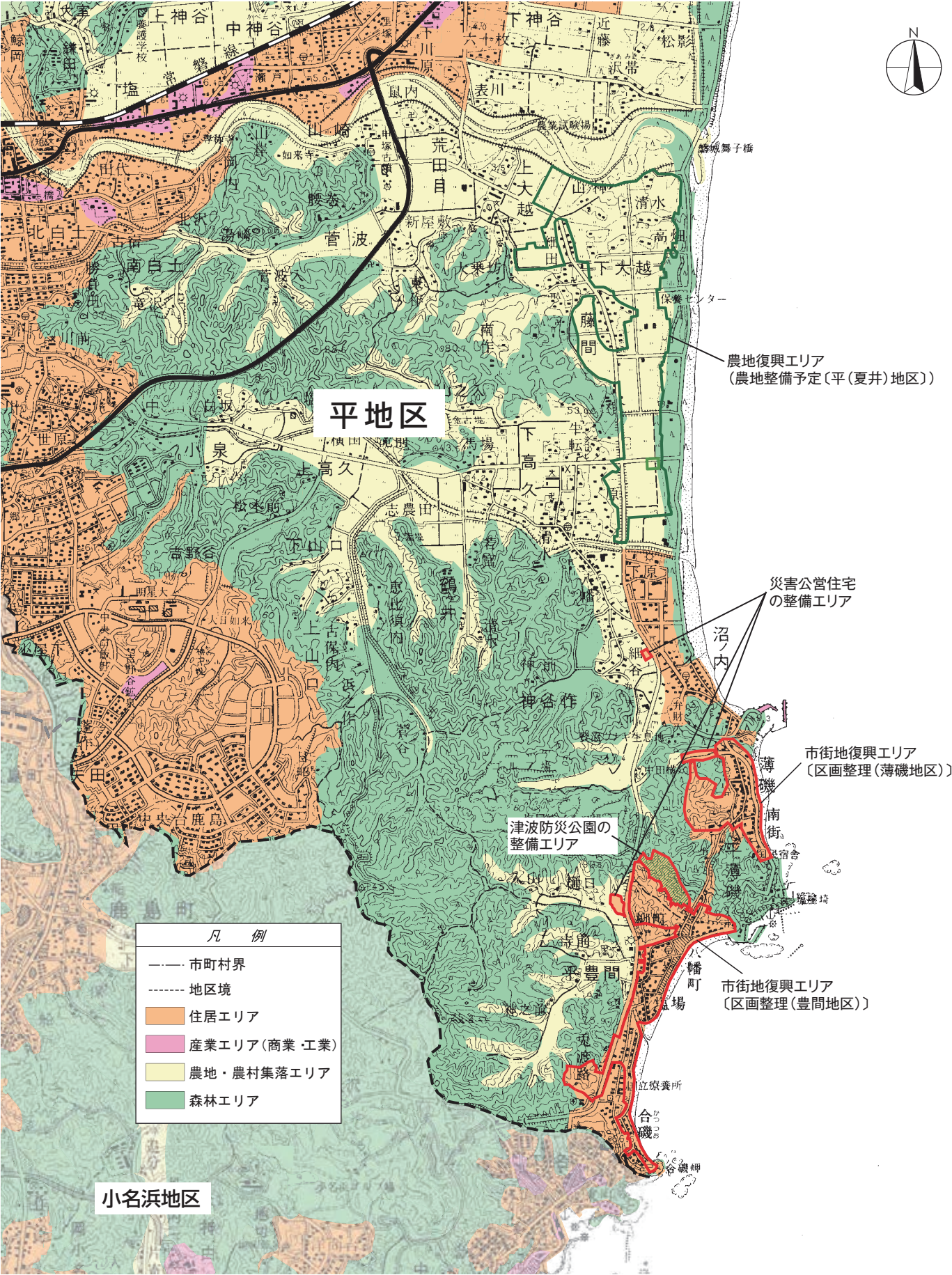


図5-9 市復興整備計画土地利用構想図・平地区〔夏井、沼ノ内、薄磯、豊間〕
〔1：50,000 地形図〈原寸×0.97〉 平、小名浜（平成19年修正） 国土地理院発行〕

図5-10 市復興整備計画土地利用構想図・小名浜地区〔江名字走出、永崎、小名浜港背後地など〕
〔1：50,000 地形図〈原寸×1.08〉 小名浜（平成19年修正） 国土地理院発行〕

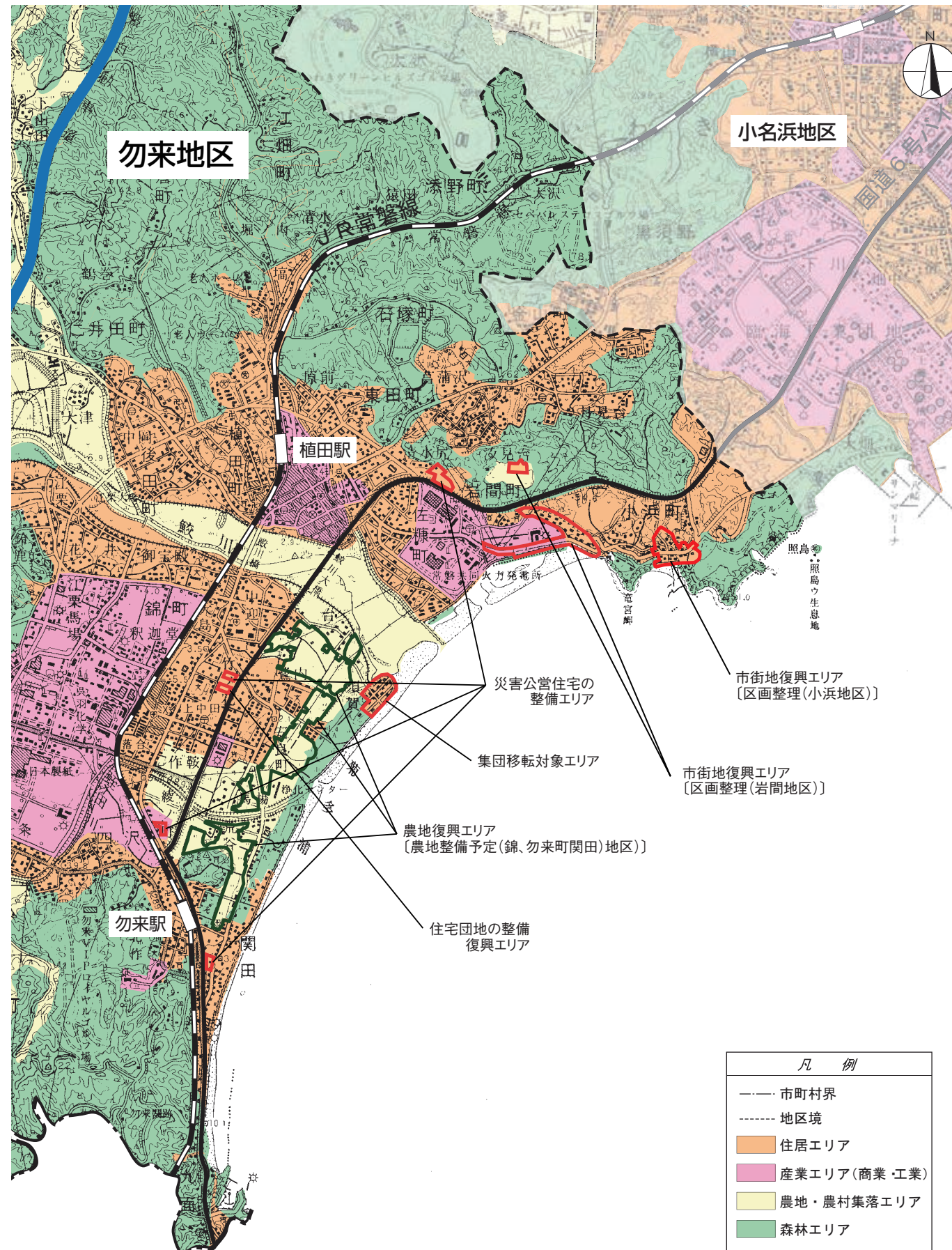


図5-11 市復興整備計画土地利用構想図・勿来地区〔小浜町、岩間町、錦町須賀、錦町、勿来町関田、勿来町四沢〕
〔1：50,000 地形図（原寸×1.07） 小名浜（平成19年修正） 国土院発行〕

(3) 被災者の心のケアによる勇気・元気・活力の回復を ―復興事業計画の重点施策／心のケアプロジェクト

① 見守り活動などを通じた問題の早期発見

一時提供住宅入居者等への個別訪問や、小中学校における心の教室相談員・カウンセラーの配置など、震災により心に傷を負った被災者の早期発見、対応を図っている。

② 被災者の状況に応じた支援体制の構築と専門機関との連携

生活や福祉、子育てに関する相談や自殺予防講座の開催、震災遺児孤児の支援（支援情報の提供、支援事業基金の新設）など、被災者の状況に応じた支援を行うほか、必要に応じ医療機関等の専門機関に繋げるなど、関係機関等と連携した対応を図っている。

③ 心を癒すイベントの実施

市立美術館やアリオスにおける文化・芸術活動、屋内遊び場の整備（「いわききっず もりもり」〔ほるる内〕、「いわききっず ふるふる」〔市立南部アリーナ内〕）などによる安心して遊べる場所の確保、さらには市民団体や自治会等の活動の支援や復興に係る大規模イベントの開催等により、被災者の勇気・元気・活力の回復を図っている。（写真5-8）



写真5-8 いわき市屋内遊び場（いわききっず もりもり）がオープン
〔平成24(2012)年12月 いわき市撮影〕

(4) 原子力災害対策で市民の不安解消を ―復興事業計画の重点施策／原子力災害対策プロジェクト

① 放射線に対する健康管理を推進

ア 積算線量計の貸し出し

市は、妊婦や乳幼児の保護者が、自己の健康管理のデータとして活用できるよう、10月から、積算線量や空間線量を測定することができるデジタル式の小型携帯線量計を貸し出している。その後、平成24(2012)年2月までに順次対象を拡大し、高校生まで対象を広げた。（写真5-9）

また、11月から保育所や幼稚園、小・中学校の児童・生徒に対し、パッチ式の線量計を貸与した。



写真5-9 貸し出されている小型携帯線量計
〔いわき市撮影〕

イ ホールボディカウンターによる内部被ばく検査

市は、県から貸与されたホールボディカウンターを利用し、11月から先行調査として市立総合磐城共立病院において、比較的放射線量の高い久之浜・大久、四倉、小川、川前地区の18歳以下の子どもや妊婦を対象に内部被ばく検査（1日当たり最大で55人が検査可能）を開始した。

さらに、市独自で2台のホールボディカウンターを整備し、平成24(2012)年5月からは、県所有の車載式機器および独立行政法人日本原子力研究開発機構（茨城県東海村）における県の検査枠を活用して、本格調査

を実施した。(写真5-10)

検診者は平成25(2013)年1月31日現在で3万5,952人に達し、対象者約5万4,000人に対し、受検率は66.6%となった。

この結果、子どもの場合70歳まで、成人では50年間に体内から受ける
と推定される預託実効線量（内部被ばくの積算量）は全員が1ミリシーベルト以下。このうち97.5%は不検出（限界値200ベクレル未満）で、残る2.5%の人についても、ごく低い数値であった。

その他、民間医療機関においても同様の検査が実施されたが、検出された人はごくわずかで、いずれも市の検査と同様に不安視される数値ではなかった。

ウ 自家消費用作物を検査

市は11月から12月にかけて、販売を目的としない家庭菜園などの自家消費用作物を対象として、市内各地区を巡回して検査希望者に対し、表面スクリーニング検査を行った。(写真5-11)

また、測定を行う人材の育成・確保などと並行して、ベクレルモニターなどの簡易放射能測定器を配備して検査体制の整備を図った。

エ 食品について一層の安全・安心を

食品による内部被ばくを防ぐため、厚生労働省は3月17日から、食品に含まれる放射性物質について、暫定規制値を定め、これを上回る食品の規制を行ってきた。

数値は「原子力安全委員会」が示していた「飲食物摂取制限に関する指標」に沿ったもので、放射性セシウムについては1年間に5ミリシーベルトとし、食品ごとに、一定の割合で食べ続けても、この線量に達しない量を定めた。

いわき市では市場流通農作物の検査体制を整えるため、市内2JA（いわき市農業協同組合、いわき中部農業協同組合）と連携し放射能測定器を導入、さらに平成23(2011)年度内に増強を図った。

さらに厚生労働省は、より一層、食品の安全と安心を確保するため、国際基準に準拠した、食品に含まれる放射性セシウムの新たな基準値について、平成24(2012)年4月から施行した。(表5-3、写真5-12)

オ 保育所・学校給食における放射性物質の検査

市は、保育所や学校給食に使用する食材について、市場に流通しているもののなかでも安全なものを選んで使用しているが、より安全で安心な給食などを提供することを目的に、平成24(2012)年1月から保育所・学校で使用する食材について、放射性物質の検査を開始した。

また、検査の結果については、市ホームページで公表するとともに、1種類の放射性物質でも20ベクレ



写真5-10 ホールボディカウンター
[平成24(2012)年6月 いわき市撮影]



写真5-11 巡回スクリーニング検査
(川前活性化センター)
[11月27日 いわき市撮影]

表5-3 放射性セシウムに関する厚生労働省による飲食物の摂取制限値(単位:ベクレル/kg)

核種	区分	暫定規制値 〔平成23(2011)年3月17日～〕		基 準 値 〔平成24(2012)年4月1日～〕	
放射性セシウム	飲料水	200	飲料水	10	
	牛乳、乳製品		牛乳	50	
	野菜類	500	一般食品	100	
	穀類		乳児用食品	50	
	肉、卵、魚、その他				

注) このほか、放射性ヨウ素、ウランなどの基準は従来どおり。



写真5-12 水産庁による水産物の放射性物質調査説明会
福島県の漁業は徐々に再開されているが、まだ多くの魚の放射線量は基準値を超えており、課題は多い。
[平成24(2012)年7月 いわき市撮影]

ル/kgの検出下限値（保有する測定器で検出できる最も低い値）を超えた場合は、使用しないこととした。

② 低減をめざし除染を推進

ア 市内で比較的数字の高い地域を、市が除染

4月22日以降、市内全域が国で定める原発関連の規制区域外となった。

しかし市域北部の川前町下桶売地区の一部(志田名・荻)では、市内の他地区と比較して高い放射線量が観測される地点が確認されたことから、7月5日に、市独自の措置として当該地区を「市長が定める自主避難区域」に設定し、避難を希望する住民に対し、一時提供住宅を確保するなどの対応を行った。

この後、この地区を市が優先的に除染する方向で取り組んだ。

一時、除染により生じる廃棄物の仮置き場の問題が発生したが、現場保管が可能となったことから、12月に川前町下桶売地区の一部(志田名・荻)において、特に放射線量数値の高い、合わせて5軒で表土除去などの除染作業を行った。(写真5-14)

さらに、平成24(2012)年6月からは家屋等除染モデル事業として久之浜・大久地区を皮切りに川前町下桶売地区の一部(志田名・荻)など、比較的数字の高い地区から順次実施することとし、さらに久之浜・大久や川前、小川、四倉の地区全域において、本格除染を行うこととした。

イ 放射線量低減に向けた除染の取り組み

市は、「市町村による除染実施ガイドライン」(8月26日、原子力災害対策本部決定)に基づき、市民の協力を得ながら除染活動を推進し、生活環境の早期回復を目指すため、9月に具体的な除染の作業方法の手引きとなる「いわき市放射線量低減のための除染マニュアル」を作成した。

生活空間における放射線量を低減するための具体的な取り組みは、次のとおり。

〈保育施設・教育施設の除染〉

市は、保育施設や教育施設について、すべての施設の洗浄・清掃などを行い、その後、園庭や校庭の放射線量を測定し、市が当面の目標水準として定めた毎時0.3マイクロシーベルト以上の施設については、表土除去を行った。

表土除去は、平成24(2012)年3月末までに、対象となる131施設すべて完了しており、その結果、園庭や校庭の放射線量は、表土除去前に比べ、最大で約8割の低減が見られ、このうち最も多かったのは5割から7割程度の低減となった。(写真5-15)

その後、国が新たに毎時0.23マイクロシーベルト(追加被ばく線量年間1ミリシーベルト)の被ばく線量基準を示したことから、市は改めて保育施設や教育施設の詳細なモニタリングを行った結果、校内5地点の空間放射線量率の平均値が毎時0.23マイクロシーベルト以上の保育所3園、



写真5-13 細野内閣府特命担当大臣(原発事故担当)との意見交換会で、除染や災害ガレキの焼却灰の最終処分などについて、いわき市の状況を説明する市長
[10月22日 いわき市撮影]



写真5-14 川前町の民家で行った除染作業
[12月14日 いわき市撮影]



写真5-15 高圧洗浄機で校舎を清掃(小名浜第三小学校)
[8月23日 いわき市撮影]

幼稚園9園、小学校62校、中学校36校について、平成24(2012)年度内の完了をめざし除染作業を行うなど、より低い線量を実現するよう取り組んだ。

また、平成23(2011)年度は使用を見合わせていた学校プールについては、平成24(2012)年度は必要な除染を行い、市内の公立小・中学校118校の117校（一部のプールは使用不能のため共用などで実施）で再開した。（写真5-16）



写真5-16 内郷第一中学校で2年ぶりにプール開き
〔平成24(2012)年6月8日 いわき市撮影〕

〈都市公園の除染〉

市は、市が管理する455か所の都市公園などの空間放射線量を調査し、毎時1マイクロシーベルト以上の放射線量が確認された11か所の公園について、表土除去や遊具洗浄などの除染を行い、平成24(2012)年3月までに完了した。

〈生活空間改善事業で通学路などを除染〉

市は、子どもたちが過ごす時間が多い通学路や公園などにおける放射線量の低減を図るため、緊急的な対策として市生活空間改善事業を実施した。実施主体は原則的に行政区、あるいは行政区の委任を受けた地域団体などを対象とし、放射線量の測定調査や清掃活動、草刈りを行う費用として1団体当たり50万円まで支援しようとするもので、9月20日から12月15日まで申請を受け付け、作業は平成24(2012)年1月末まで実施された。（写真5-17）



写真5-17 通学路の除染を行う地区民（川部）
〔11月27日 鴨勝男氏提供〕

実施に当たっては、市内647行政区のうち487の行政区（ほかにPTAなど13団体）が参画。各行政区などに対し「市放射線量低減のための除染マニュアル」を配布するとともに、事前に住民説明会を開催。さらに放射能や除染作業に熟知している民間業者を窓口配置し、空間線量計の使用方法や側溝土砂などの保管方法について必要な助言を行うことによって、万全を期した。

③「市除染実施計画」を策定

市は12月、市全域を対象に、市民生活を営むうえで安全な環境を整えるため、追加被ばく線量を長期的には年間1ミリシーベルト以下にすることを目標とした、「いわき市除染実施計画」（計画期間=平成23年12月から平成28年3月まで）を策定した。

この計画は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」に基づき策定されたもので、いわき市は12月28日、同法に基づき、重点的に調査測定をすることが必要な地域となる「汚染状況重点調査地域」（平均的な放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む、8県104市町村。年間に換算すると1ミリシーベルトに当たる）として、国から指定された。



写真5-18 川前町民家の除染作業
〔平成24(2012)年11月 いわき市撮影〕

これにより原則、市の除染計画に盛り込まれた測定や除染の費用は国負担となる。（図5-12）

市の計画のうち、重点期間としては今後2年間で、放射線量が比較的高い地域（計画時点では、四倉、小川、川前、久之浜・大久地区のそれぞれ一部）を優先地区として、現在の空間線量を60%低減することを目標とするとともに、優先対象として子どもの生活空間となる保育施設・教育施設などにおける追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目標に盛り込んだ。（写真5-18、表5-4）

計画では、市内の除染状況を十分に把握し、その状況に応じて効果的で効率的な除染を行うとともに、市内全域にわたるきめ細やかなモニタリングを行い、地区および施設ごとの空間線量や積算線量の傾向などを十分把握し、「どの程度、被ばく線量が軽減されるか」といった点を常に念頭に置きながら、除染作業の手法や規模を検討することとしている。

また、本計画を推進するため、線量計の貸与や各種研修会の開催などによる線量測定支援、専門家やボランティア派遣などによる作業支援の仕組みを構築し、地域の産学官民が一帯となった推進体制を整備すること、作業の進捗状況や空間放射線量の推移などを踏まえ、適宜、本計画の見直しを行うこと、なども盛り込んでいる。

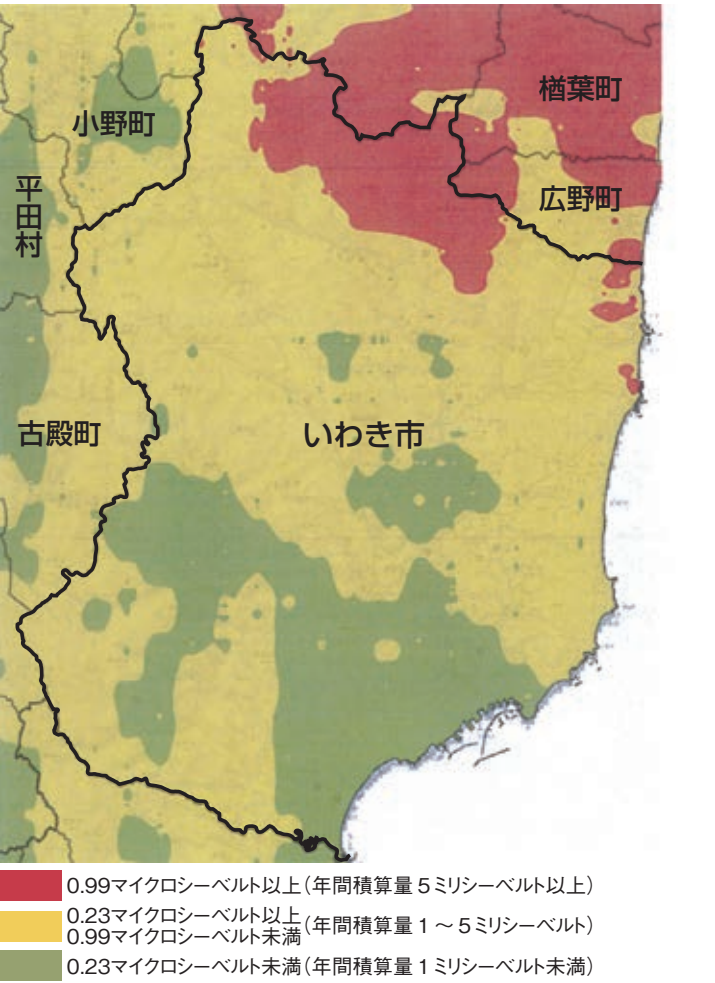


図5-12 年間放射線量の予測（平成23年9月）
〔資料：「文部科学省が測定した航空機モニタリング」から転載〕

表 5-4 除染に係るスケジュール

年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
項目	放射線量測定	全行政区				
	優先順位等	(継続モニタリング)				
市内全域モニタリング	整理	検証	検証	検証	検証	
	検証	検証	検証	検証	検証	
優先地区の除染（5マイクロシーベルト/年以上、30km圏内を含む）	除染の実施					
	検証、必要に応じて追加除染					
子どもの生活空間の除染（保育施設、教育施設、公園など）	除染マップ作成					
	除染の実施					
面的除染（市内全域モニタリングの結果を踏まえた地区や施設の優先順位に応じて実施）	検証、必要に応じて追加除染					
	除染マップ作成					
(局所除染)	除染の実施					
	検証、必要に応じて追加除染					
(局所除染)		(随時実施)				

(5) 小名浜港周辺の一体的な整備を

―復興事業計画の重点施策／小名浜港周辺地域の一体的な整備・再生プロジェクト

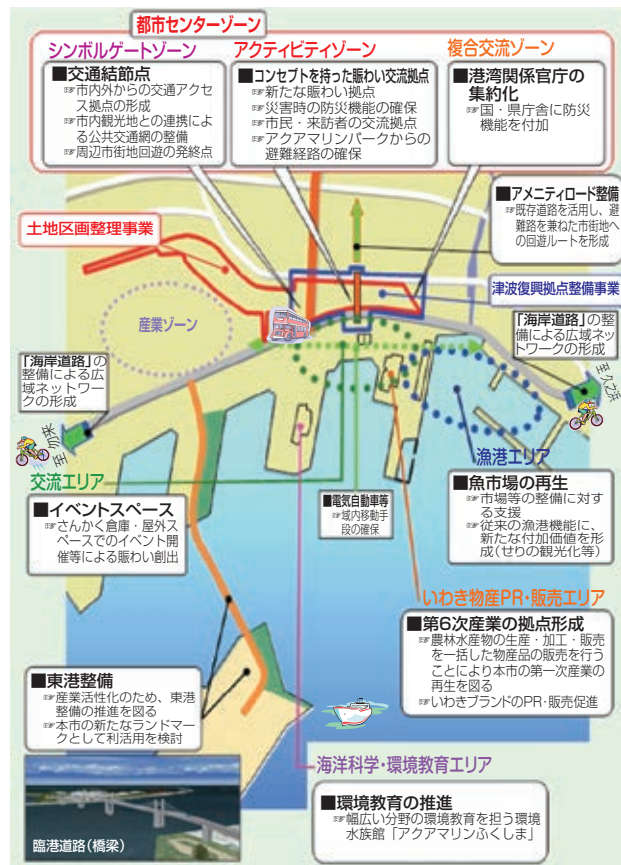


図5-13 小名浜港および周辺の再生・整備概要

① いわきの復興のシンボルとして位置づけ

市物流の拠点である小名浜港の再生はもとより、産業・観光振興の拠点として、さらにいわき市における復興のシンボルとして、アクアマリンパークや漁業区、既存市街地をはじめとした周辺地域の一体的な整備・再生が図れるよう、市は国や県、民間事業者などと緊密に連携して、「オールいわき」の体制で取り組むこととしている。(図5-13、14)



図5-14 都市センターゾーンを『いわき“絆”プレイス』へ

(6) 新時代を担う再生可能エネルギーを核とした産業振興を

―復興事業計画の重点施策／再生可能エネルギーを核とした産業振興プロジェクト

① 産業振興へ向け、再生可能エネルギーの活用を

市は、継続的な雇用の確保や創出を図る観点から、太陽光、風力、木質バイオマスなど、再生可能エネルギー関連を中心として、併せて比較的環境への負荷の少ない石炭ガス化複合施設(IGCC)などの導入を視野に入れながら、関連産業の振興に向けて取り組むこととしている。(図5-15)



図5-15 再生可能エネルギーを核とした産業振興プロジェクトのイメージ

② 洋上風力発電による産業振興

プロジェクトの一つとして、市は、再生可能エネルギー関連産業の集積を図るため、国・県と連携しながら、福島県沖で進められている浮体式洋上風力発電の実証研究事業を契機として、同発電に関する研究開発拠点や関連企業の誘致に取り組むこととしている。

市復興ビジョンの理念においても「原子力災害を克服するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進し、原子力発電に依存しない社会を目指す復興」を掲げており、市内産業の活性化や雇用の創出にもつながることから、理念の実現に向けてさまざまな課題を克服し、事業を進める必要がある。(図5-16)

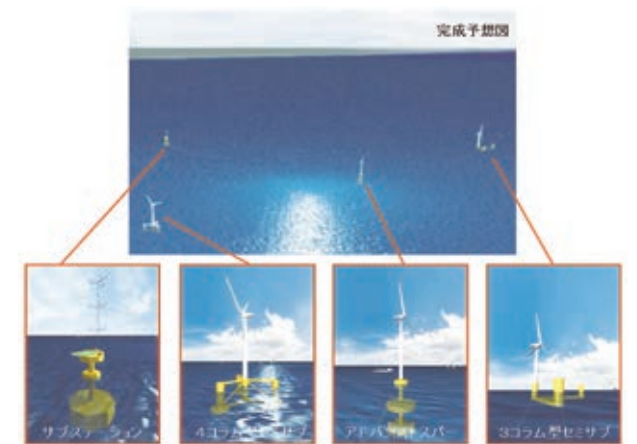


図5-16 浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業のイメージ

(7) 多様な支援と農商工連携による既存産業の再生を

―復興事業計画の重点施策／既存地域産業の再生プロジェクト

① 農林水産業の再生

特に津波被災を受けた農地や農業施設については除塩や復旧支援を進めるほか、本市の豊富な森林資源の有効活用に向けた支援や、本市の水産物の消費・販路の拡大に向けた支援を行うことなどにより、本市の農林水産業の再生と「いわきブランド」の再生を図ることとしている。(図5-17)

② 商工業の再生

被災商工業者が事業の再開を図るための円滑かつ良質な資金調達を支援するとともに、国・県と連携し、空き店舗・工場、仮設工場などの事業再開場所の確保などを支援するほか、商工会議所等が実施する被災業者への相談事業を支援することなどにより、商工業の円滑かつ的確な経営再建の促進を図ることとしている。(図5-17)

③ 観光業の再生

原子力発電所の事故等の影響により、観光客の減少などの大きな打撃を受けていることから、全国的、国際的なコンベンションなどを誘致するとともに、復興に向けた観光PRや情報発信を積極的に推進し、いわき市の認知度の向上に努めることにより、観光交流の再生・促進を図ることとしている。(図5-17)

④ 国・県との連携や農商工連携の促進

地域産業の再生を加速させるためには、国の復興制度などを活用するとともに県と連携を図りながら支援していくことはもとより、各産業が相互に連携し合い、新たな事業展開を図っていけるような環境を整備す



図5-17 既存地域産業の再生（イメージ）

る必要があることから、異業種間の連携による商品開発や販路拡大、業種転換などの支援を図っていくこととしている。（図5-17）

⑤ 風評被害への対策

本市の産業は、東日本大震災の直接的な被害に加え、原子力発電所事故に伴う風評被害を受けていることから、各産業に係る部局が一体となって風評被害対策に取り組む「見せます！いわき情報局 見せる課」を開設し、積極的なPR活動などによる農林水産業の風評被害の払拭、工業製品の残留放射線の測定、様々なメディアを活用した観光分野における風評被害の払拭などを図ることとしている。（図5-17）

(8) 特区制度活用による企業・観光産業の投資と集積を
―復興事業計画の重点施策／企業誘致対策プロジェクト

① 企業誘致対策に向けた全体方針

市内の経済をさらに活性化させるため、企業誘致に積極的に取り組むとともに、復興特区制度を有効に活用して、民間事業者からの提案なども反映しながら、税制上の優遇措置や各種規制緩和を講じるなど、企業の安定経営と新たな立地を促す仕組みづくりに取り組むこととしている。

国の認定を受けた特区の内容は次のとおり。

- ① ふくしま医療関連産業復興特区（平成24年3月認定）―県単独申請・県内全域対象
- ② ふくしま産業復興投資促進特区（平成24年4月認定）―県と本市を含む県内59市町村の共同申請
- ③ 福島県保健・医療・福祉復興推進特区（平成24年4月認定）―県単独申請・県内全域対象
- ④ 福島県確定拠出年金復興特区（平成24年8月認定）―県と本市を含む県内59市町村の共同申請
- ⑤ サンシャインいわき観光推進特区（平成24年11月認定）―本市単独申請
- ⑥ 復興特区支援利子補給金関係（平成25年2月認定）―本市単独申請

② ふくしま産業復興投資促進特区

「ふくしま産業復興投資促進特区」は、製造業などの企業について、新增設促進と雇用の場確保を目的として、福島県および県内59市町村が共同して申請したもので、平成24(2012)年4月に認定された。内容は製造業およびその関連業種における税制上の特例（新規立地新規企業＝実質5年間の法人税無税化、既設企業＝建物・設備の特別償却や税額控除など）となっている。

③ サンシャイン観光推進特区

ア 特区制度に基づく計画と復興産業集積区域の指定

市は本市の基幹産業である観光産業の早期復興・振興を図るために、平成24(2012)年10月、「いわき市復興推進計画（サンシャイン観光推進特区）」を復興庁に申請し、同年11月に認定された。

原子力発電所事故による風評被害などの影響を受けた本市における観光産業の集積と活性化を図るために行うもので、市を訪れる観光客などに対するサービスや地場産品などの提供など、観光振興に寄与する法人、または個人事業者が事業用の設備などを新たに取得したり、震災で被災された方を雇用した場合に、税制上の特例措置（税額控除、課税免除など）が適用される内容となっている。

対象とする業種は、小売、物品賃貸、専門・技術サービス、宿泊・飲食サービス、生活関連サービス、娯楽、教育・学習支援、医療・福祉など8業種で、市は平成25(2013)年1月から申請の受け付けを開始した。

イ 各種まちづくり計画策定地区や沿岸部が対象

市内の対象区域（復興産業集積区域）は、中心市街地まちづくり計画や地区まちづくり計画を策定し、観光や商業の中心となる地区（平、小名浜、植田、勿来、常磐、四倉）および津波被害を受けた沿岸区域などを中心に6地区とした。（図5-18）

- 〔1〕平地区
- 〔2〕沿岸地区（小名浜、四倉、平豊間、江名など）
- 〔3〕常磐地区
- 〔4〕植田地区
- 〔5〕勿来地区
- 〔6〕久之浜地区

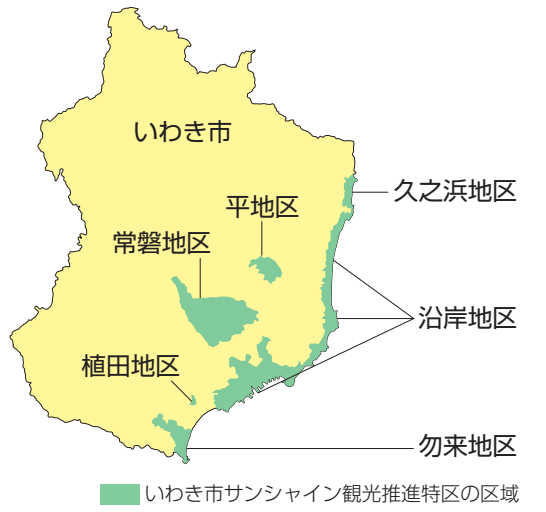


図5-18 いわき市サンシャイン観光推進特区の対象地区

(9) 被災他市町村住民の受け入れと関係自治体との連携強化
―復興事業計画の重点施策／被災他自治体との連携強化プロジェクト

① 市が「原発避難者特例法」に基づく「指定市町村」へ

平成23(2011)年8月12日、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（原発避難者特例法）」が公布され、同日に施行された。

これは、〔1〕市町村の区域外に避難している住民に対する適切な行政サービスの提供〔2〕住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持、という二つの課題に対応する措置を定めたもので、双葉郡のほか、いわき市など県内13市町村が指定された。これら市町村から住民票を異動せずに避難している住民を受け入れた場合は、避難者に対する一定の行政サービスについて、提供が義務づけられており、避難者は避難先自治体から行政サービスを受けることができる。

指定された13市町村のうち、いわき市が他市町村と大きく異なるのは、市外へ市民が避難している一方で、多くの避難者を受け入れる立場ともなっていることである。

また、市は平成23(2011)年12月、原発避難者特例法に基づき、「いわき市特定住所移転者に係る申出に関する条例」を制定し、市外に住民票を異動した避難者のうち、市との絆を維持するために情報提供などを希望する方にも情報を発信した。

② 市外避難者へ情報発信や交流会開催などの支援

市外避難者に対し、避難先における生活の不安解消と、一日も早くふるさと「いわき」へ戻ってもらうことを目的として、福島県事業「ふるさとふくしま帰還支援事業」（平成23年度は経済産業省「暮らしサポート事業」）を活用して、生活支援パンフレット、放射線量測定結果・除染等の取り組み状況など、いわき市の情報を発信（平成25年1月で2,386件送付）している。また、通信機能を有するデジタルフォトフレーム貸与による福島県事業「ふるさとの絆回覧板事業」で、各情報を発信



写真5-19 デジタルフォトフレームとふるさとだより
（平成25(2013)年1月 いわき市撮影）

している。さらに津波被害を受け、市外へ避難している方には「ふるさとだより」を送付している。(写真5-19)

このほか、東京都をはじめ関東各都市、新潟県、東北、関西の各地方で避難者交流会を開催し、市職員を派遣して避難生活の悩み相談受け付けやいわき市の状況についての説明などを実施している。

③ 市外への避難・移転者数とアンケート

東日本大震災や東京電力㈱福島第一原子力発電所事故によって、多くの人が市外に避難しており、総務省の全国避難者情報システムによれば、ピーク時の平成23(2011)年10月31日には7,960人を数え、その後はほぼ横ばいで推移している。

避難先の内訳をみると、関東地方がほぼ半数近くを占め、とりわけ東京都は関東地方の約35%、全体のなかでも約18%を占めている。(図5-19)

市は平成23(2011)年12月から翌年2月にかけて(第1回)と、平成24(2012)年7月から10月にかけて(第2回)の計2回、市外避難者に対しアンケートを実施した。

このうち第2回においては、住民票を異動せずに市外に避難している世帯(避難住民)の1,273世帯と、住民票を異動したうえで広報紙などの提供を申し出た世帯(特定住所移転者)の1,299世帯、計2,572世帯を対象に実施し、1,011世帯から回答(回収率39.3%)を得た。

第2回の結果によると、全体では将来、いわき市に戻ることを検討している世帯は60.2%、戻らないとした世帯は31.7%であった。

このうち、避難住民は63.4%、特定住所移転者でも58.0%は戻る意思を示した。

いわき市へ戻るうえでの課題の質問(複数回答)に対しては、第1回、第2回ともに「放射線による健康への不安の解消」や「原子力発電所の事故収束」が65%以上を超えている一方、「いわき市内での就職先の確保」が第1回(37.8%)から第2回(48.6%)で10.8ポイント、「いわき市内での住居の確保」が第1回(18.3%)から第2回(41.6%)で23.3ポイントと、大幅に増加した。

この結果から、市外避難者は、「放射線による健康への影響」や「除染の取り組み状況」「食品などの測定結果」などの放射線に関する情報に加えて、市内の「住宅情報」や「求人情報」などについて、市からの積極的な情報発信を望んでいることがわかった。

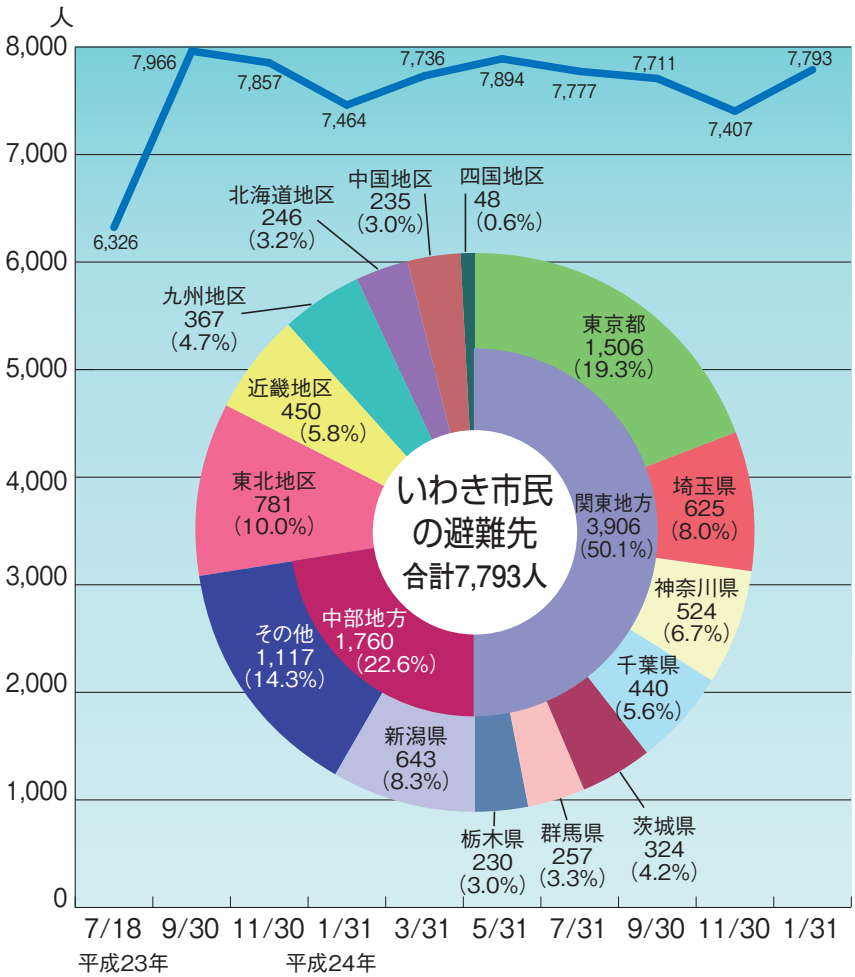


図5-19 震災・原発で移動したいわき市民の市外移転・避難先と人数の推移

④ いわき市に置かれた双葉郡の町出先機関との関係

福島第一原子力発電所の事故で警戒区域や計画的避難区域の圏内に入っている双葉郡内の町村では、多くの住民が市内に建設された応急仮設住宅や一時提供住宅に入居していることから、行政の出先機関を設けて住民などの便宜を図ることとなった。(写真5-20、21、表5-5)



写真5-20 楢葉町いわき出張所
〔9月24日 いわき市撮影〕



写真5-21 浪江町いわき出張所
〔平成24(2012)年2月10日 いわき市撮影〕

表 5-5 いわき市内に設置した双葉郡の町行政機関

区分 設置自治体	出先機関名	開設日～閉所日	備 考
広野町	湯本支所(→出張所)	平成23年4月15日 ～平成24年7月31日	役場機能は平成24(2012)年3月1日に元の役場へ
楢葉町	いわき出張所	平成23年6月23日～	4月25日、災害対策本部現地対策本部として設置。 出張所＝いわき明星大学大学会館内
	いわき出張所谷川瀬分室	平成23年12月1日～	
大熊町	いわき連絡事務所	平成23年10月11日～	連絡事務所＝好間中核工業団地内
富岡町	いわき出張所(←連絡所)	平成23年6月1日	12月1日、いわき連絡所から同出張所へ。 出張所＝福島県いわき合同庁舎南分庁舎内
浪江町	いわき出張所	平成23年11月1日～	出張所＝市文化センター内

⑤ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設主体は福島県(175ページに記述)であり、市内で津波被害を受けた沿岸地域に住む住民のためだけでなく、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故によって、双葉郡からは多くの住民がいわき



写真5-22 いわきニュータウン内に並ぶ応急仮設住宅
〔9月24日 いわき市撮影〕

市へ避難したことから、市内には応急仮設住宅が相次いで建設された。対象はいわき市をはじめ、^{ひろのまち}広野町、^{ならはまち}榎葉町、^{おおくままち}大熊町、^{とみおかまち}富岡町、^{ふたばまち}双葉町、^{かわうちむら}川内村の1市5町1村で、建設戸数は全体で3,512戸（建設中を含む）に及んだ。（写真5-22）

各応急仮設住宅の建設場所や建設戸数などは、次のとおり。（表5-6）

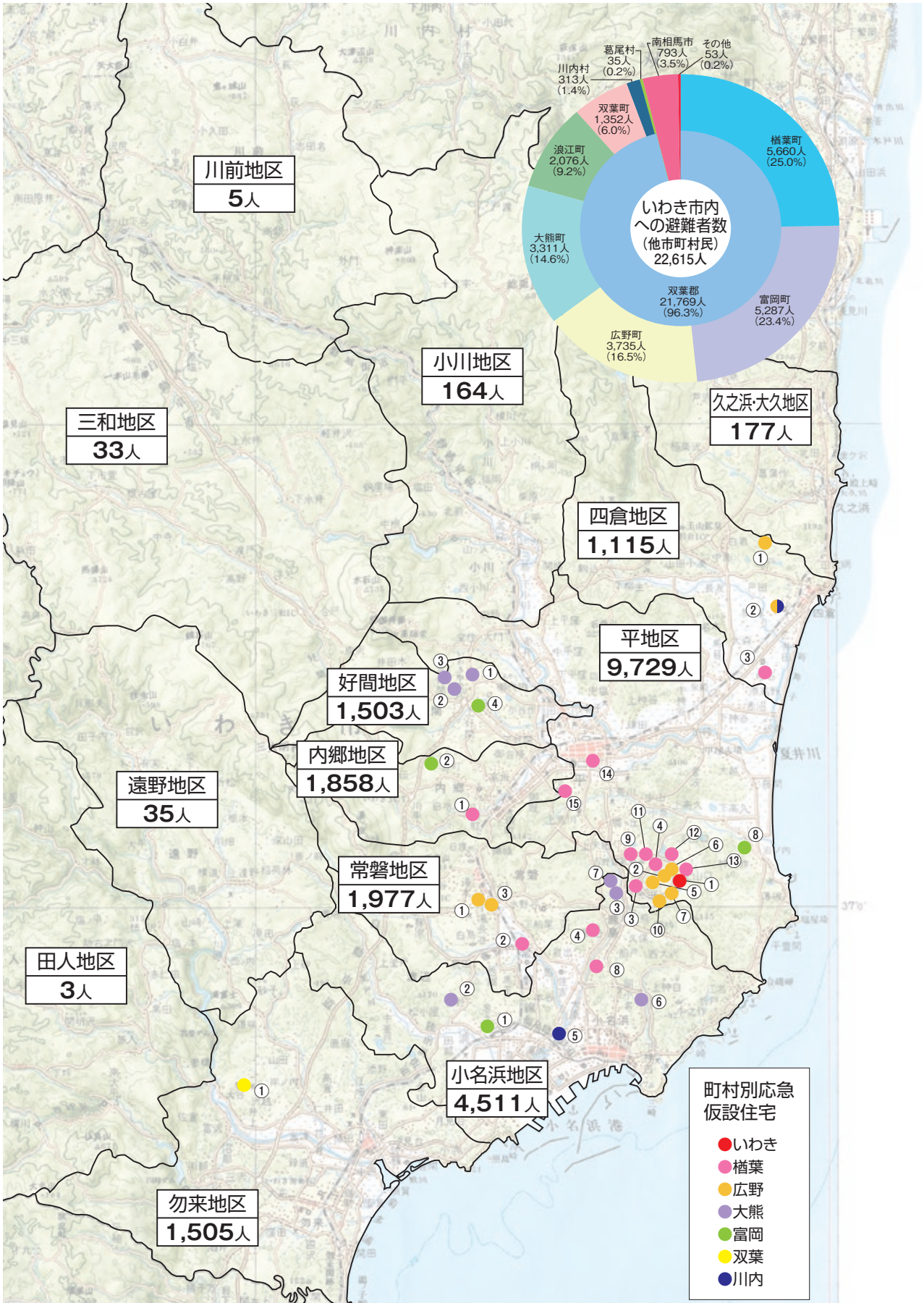
避難生活が長期化するにつれて、他県や会津地方などへ避難した双葉郡町村の住民からは、同じ浜通りであり、長年にわたり文化、経済など多分野で縁の深いいわき市を中心とした地域への避難移転を望む声が増えていった。

双葉地方を中心とした市内への避難者数は平成23(2011)年11月には2万人を超え、市内において仮設住宅や民間借り上げ住宅が増えていった。それにつれて、民間住宅や医療・福祉施設が不足気味となっており、一方で生活習慣の違いや原発被災者と地震・津波被災者といわき市民との間で、支援の格差などにより、感情の行き違いが生じかねない状況となっていた。（図5-20）

表 5-6 市内における応急仮設住宅の建設状況 〔平成 25(2013) 年 1 月 17 日現在〕

区分 地区名	施設場所	入居市町村	戸数 (戸)	施設場所	入居市町村	戸数 (戸)
平	①中央台高久二丁目	いわき市	189	⑨中央台飯野三丁目	榎葉町	16
	②中央台高久二丁目	広野町	48	⑩中央台鹿島二丁目	広野町	18
	③中央台高久二丁目	榎葉町	18	⑪平上高久字大日作	榎葉町	123
	④中央台高久一丁目	榎葉町	17	⑫平下山口字桃木沢	榎葉町	202
	⑤中央台高久二丁目	広野町	50	⑬平下山口字大沢	榎葉町	200
	⑥中央台高久二丁目	広野町	103	⑭平字作町一丁目	榎葉町	57
	⑦中央台高久三丁目	広野町	16	⑮平上荒川字後沢、 内郷小島町服部沢	榎葉町	250
	⑧平下高久字下原	富岡町	90			
小 名 浜	①泉玉露二丁目	富岡町	220	⑤小名浜大原字東橋本	川内村	20
	②渡辺町昼野字白岩	大熊町	88	⑥小名浜上神白字山崎	大熊町	63
	③鹿島町下矢田字二反田	大熊町	91	⑦鹿島町下矢田(建設中)	大熊町	50
	④小名浜林城字八反田	榎葉町	106	⑧小名浜相子島(建設中)	榎葉町	40
勿 来	①南台三丁目	双葉町	259	—	—	—
常 磐	①常磐関船町迎	広野町	62	③常磐関船町迎	広野町	78
	②常磐西郷町銭田	榎葉町	50	—	—	—
内 郷	①内郷白水町長槻	榎葉町	61	②内郷宮町峰根	富岡町	80
四 倉	①四倉町字芳ノ沢	広野町	103	③四倉町細谷字御殿東	榎葉町	40
	②四倉町字鬼越	広野町、川内村、いわき市	280	—	—	—
好 間	①好間町好間工業団地	大熊町	156	③好間町好間工業団地	大熊町	84
	②好間町好間工業団地	大熊町	122	④好間町上好間字忽滑	富岡町	62

注) ○内の番号は図5-20の番号と照応。



注) 1 ○内の番号は、表5-6の番号と照応。
2 各地区の避難者数は、「原発避難者特例法」に基づく避難住民の人数。

図5-20 いわき市内の避難者受入状況（10月31日現在）
〔1：200,000 地形図〈原寸×0.97〉 白河（平成 18 年修正） 国土地理院発行〕

⑥ 町外コミュニティの協議

「福島復興再生特別措置法」（平成24年3月31日公布）に基づき、平成24(2012)年7月13日に閣議決定した「福島復興再生基本方針」のなかでは、「町外コミュニティの形成」として「長期避難者や帰還についての課題を速やかに整理、結果を踏まえて必要な法制上の措置を講ずる」という一方で、「受け入れ自治体への対応」としては「いわき市などは自らの復興と避難者の受け入れ自治体としての機能が両立することが必要となるため、各施策が円滑に進められるよう十分配慮する」と、国は支援する姿勢を示した。

このような状況のなか、平成24(2012)年8月に市主催による復興庁や県が同席して開かれた、いわき市長と双葉郡8町村長との意見交換会(平成23年8月発足)の会議では、帰還までの間、役場機能ごと住民が集団移転するという、これまで日本が経験したことのない町外コミュニティについて、いわき市長が閉鎖的なコミュニティとなることを避け、周辺地域との良好な関係を構築する観点から、市内の複数箇所に居住場所を設ける“分散配置型”を提案した。(写真5-23)



しかし、納税や住民票の取り扱いなどは、地方自治の根幹に関わることであるため、市町村レベルでは解決できない大きな課題であった。受け入れ側となるいわき市としては、特殊な状況の課題解決を踏まえた制度設計を早期に示すよう国・県に要請した。



写真5-23 いわき市と双葉郡8町村の首長が一堂に会して意見交換会
〔平成24(2012)年8月28日 いわき市撮影〕

4 地域でつなぐ復興、心でつなぐ復興

市は、地域のきずなを再生し、震災前にも増して活力に満ち溢れたまちとするため、さまざまな事業に取り組んできた。特に、市復興事業計画の重点施策である既存地域産業の再生プロジェクトの積極的な推進により、市内では放射線量の関係で第一次産業などの復興が遅れているものの、工場や事業所は復興、あるいはそれ以上に向けて生産を開始、また市内の主要観光施設が相次いで再開を果たし、まちにはふたたび活気あふれる様子がみられるようになった。

また復興へ向け、市復興事業計画の重点施策である心のケアプロジェクトとして取り組んでいる復興に係る大規模イベントの開催や、市民の文化・芸術活動、自治会等の活動に対する支援などにより、市内の各所において、さまざまな交流が展開され、まちに活気がよみがえってきた。

(1) 地域でつなぐ復興

① 国際バルク戦略港湾に小名浜港が選定

アジアにおける港湾をめぐる国際競争が激しくなるなか、国は成長戦略の一環として、国内産業や国民生活に必要な資源、エネルギー、食糧などの国際バルク貨物を安価で、かつ安定的に確保するため、港の強化と国際競争力の増強を目的として、「港湾法」および「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律」の一部を改正して、平成22(2010)年6月に、「鉄鉱石」、「石炭」、「穀物」の3品目を対象とする「国際バルク戦略

港湾」を、全国から募集した。

おな はまこう じょうばん なこそ
小名浜港周辺には、大型の常磐共同火力(株)勿来
発電所や東京電力(株)広野発電所を控え、石炭など
の燃料が多く輸入・取り引きされていたことから、
小名浜港の港湾管理者である福島県が、平成
22(2010)年8月に「石炭」による国際バルク戦略
港湾に応募して以来、市においても、官民一体と
なり要望活動を積極的に展開してきた。その結果、
平成23年5月に、小名浜港が「石炭」分野にお
ける国際バルク戦略港湾として選定された。(写
真5-24)

小名浜港が国の国際バルク戦略港湾に選ばれたことを受け、県は今後の船舶大型化に対応した港湾機能の拠点的な確保を図るため、東港地区に水深14mで計画されている岸壁を20mに変更することを主な内容とする港湾計画の一部変更案を作成、平成24(2012)年5月の福島県地方港湾審議会^{ひがしこう}の了承を経て国土交通大臣に提出した。

この結果、平成24(2012)年7月に開催された国の交通政策審議会港湾分科会において、港湾計画の一部変更が承認され、東港地区国際物流ターミナルの公共埠頭計画および水域施設設計計画を変更し、併せて大規模地震が発生した場合においても物流機能が維持できるよう、耐震強化岸壁として整備する方針が決定された。

今回の選定により、震災によって甚大な被害を受けた小名浜港の早期復興や小名浜港東港地区の着実な整備、取り扱い貨物量の増大、さらに、物流の効率化により大幅な輸送コスト軽減が見込めることから、小名浜港を利用する企業の国際競争力が強化されるなど、本市の経済発展や地域活性化に対する効果は大きいものと期待される。(図5-21)

② アクアマリンパーク周辺の施設が再開

ア 「アクアマリンふくしま」

津波による施設の動力系統損傷などで、休館を余儀なくされた海洋科学館「アクアマリンふくしま」が7月15日に営業を再開した。

再開にあたっては、全国各地の水族館や動物園から新たな魚類が贈られたほか、開館前の式典では、4月に避難先で生まれたゴマフアザラシの赤ちゃんの命名式が行われ、復興の願いを込めて「きぼう」と名前が付けられた。(写真5-25)

イ 「いわき・ら・ら・ミュウ」

震災前に年間約250万人の観光客でにぎわった「いわき市観光物



写真5-24 小名浜港6号埠頭で海外石炭の直接受け入れを再開
〔6月 常磐共同火力(株)勿来発電所提供〕



図5-21 小名浜港東港の完成イメージ図
〔小名浜港湾事務所提供〕



写真5-25 「アクアマリンふくしま」が再オープン
〔7月15日 いわき市撮影〕



写真5-26 「いわき・ら・ら・ミュウ」がリニューアル・オープン
〔11月23日 いわき市撮影〕

産センター（いわき・ら・ら・ミュウ）」は、11月25日にリニューアル・オープンした。

再開当日には、多くの親子連れが訪れ、リニューアル後の目玉である東北最大級の屋内型遊び場「わんぱくひろば みゅうみゅう」が大人気で、子どもたちがさまざまな遊具を楽しみ、元気に遊んでいた。（写真5-26）

③「いわき平競輪場」が再開

いわき平競輪場は、震災発生当初は全国からの支援物資を一括して取り扱う支援物資集配センターとして、さらに、DMATや他自治体からの派遣職員の宿泊場所として活用するなど、災害復旧の拠点としての役割を担い、この間、被災した施設の修繕を実施し、場外発売を6月2日から、本場を6月20日から、節電に努めながら再開した。

その後は、市の復旧・復興に資するため、復興レースや向け、「復興競輪がんばっぺいわき」を開催した。（写真5-27）

④ 工場、事業所、観光施設などが相次いで再開

東日本大震災の発生で市内各地区の工場は大小の被害を受けたが、懸命の復旧活動が行われ次々と操業を再開した。

南台のいわき大王製紙(株)は、いち早く3月24日に新聞用紙の生産機械を復活させた。工業用水道が損傷を受けたが、県企業局の努力もあって応急復旧が成ったうえでの再開だった。しかし4月11、12日の誘発地震で工業用水道が損傷を受けふたたび操業停止。応急復旧で4月25日から操業を開始した。

泉町下川の日産自動車(株)いわき工場は、4月18日から一部操業、5月17日からフル稼働生産体制に入ることができた。当初予定を約2週間前倒ししての全面再開だった。（写真5-28）

電力不足が懸念されるなか、地震と津波の両被災などで停止していた、佐糠町の常磐共同火力(株)勿来発電所の9号機は6月30日、8号機は7月17日に、それぞれ営業運転を再開した。7号機の再開は12月21日であった。これらの稼働によって震災前の電力供給が可能となった。（写真5-29）

錦町の(株)クレハいわき事業所や小名浜の日本化



写真5-27 白熱したレースが展開された復興競輪
〔平成24(2012)年1月21日 いわき市撮影〕



写真5-28 フル生産記念に駆けつけた、日産自動車(株)のカルロス・ゴーン社長。従業員とともに団結エール。
〔5月17日 日産自動車(株)提供〕



写真5-29 地震と津波の被害に遭った常磐共同火力(株)勿来発電所は6月に稼働開始
〔6月30日 常磐共同火力(株)勿来発電所提供〕



写真5-30 全面オープンしたスパリゾートハワイアンズ
ポリネシアンショーでアンコールに応えるフラガール。
〔平成24(2012)年2月8日 いわき市撮影〕

成(株)小名浜工場は、本震および誘発地震で被害を受けたが、順次再開し、前者は7月までに、後者は8月までに全面再開を果たした。

常磐藤原町の常磐興産(株)が運営する観光施設・スパリゾートハワイアンズは、4月11、12日、直下型の大きな誘発地震で甚大な被害を受けたが、10月1日に一部営業を再開。グランドオープンは平成24(2012)年2月8日であった。（写真5-30）

また、東日本大震災の影響で延期となっていた好間中核工業団地の(株)タンガロイ新工場完成式は11月21日、世界的な投資家であるウォーレン・バフェット氏の出席のもと、行われた。

⑤ 地域経済の復興を担って

市は、津波や火災などにより商店街のほぼ全域が甚大な被害を受けた久之浜地区の事業者や地域住民の生活を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「仮施設整備事業」を活用して、久之浜第一小学校校庭の一部に仮設店舗・事務所を整備。9月3日に、全国に先駆けて仮設店舗『浜風商店街』がオープンし、再開を待ちわびた常連客などでにぎわった。

「浜風商店街」で“復興”と“福幸”を

17
震
災
の
憶
記

白土真由美 氏

(内郷高坂町←久之浜町久之浜)

地震の時は、久之浜でゴルフ場勤務をしていました。お客様を避難誘導していたところ、次々と近隣の方々が増え、避難してきました。ゴルフ場は避難所ではありませんでしたが、高台であったため最終的に90人が集まりました。

避難してきた近所の方から自宅が津波で浸水したことを聞きましたが、おにぎりをつくったり、毛布を用意したりと、避難者の方のお世話に追われ、家に帰ろうという気持ちにはなりませんでした。

後で聞いたのですが、夫は地震で被災した自宅兼事務所で津波に遭い、けがを負った身体のまま消防団として人命救助活動へ向かったようです。携帯電話がつかず連絡がとれませんでした。支所にいた消防団のメンバーから「(夫は)生きてるよ！大丈夫」との声が。思わず私も「生きてる、って伝えて！」と叫んでいました。しかし、自宅兼事務所は、その後の火災で全焼。写真一枚残らない状態でした。

翌12日、ゴルフ場は解散。夫とともに実家、さらには避難所の湯本高校を経て、6月6日に内郷の雇用促進住宅に入居しましたが、避難所を出てからのほうが先行きへの不安が募りました。

そんな折、夫は町の復興のため「浜風商店街」を立ち上げ、事務所を再開しました。久之浜に嫁いってから20年近く、私は震災に遭って、かえって久之浜で生き、少しでも役に立ちたいと思うようになりました。伝統の商店街はもうありませんが、今までのコミュニティを崩さず、みんなが集まって気軽に話せる場所があるとうれしいです。（写真5-31）

「復興」はもちろんです。福島が幸せになる「福幸」になり、小さな町が笑顔でいっぱいになってほしいです。

(平成24年2月取材)

写真5-31 みんなの力で成った久之浜仮設店舗・事務所「浜風商店街」 久之浜第一小学校の校庭に設置された。
〔9月3日 いわき市撮影〕

いわき^{よつくら}四倉中核工業団地内の8区画には66棟の仮設工場や倉庫が整備され、平成24(2012)年12月末現在で、本市のほか、福島第一原子力発電所事故で避難している双葉郡4町の被災事業者72社が利用している。

また、復興のリード役となり得る地域経済の中核を形成する中小企業、商店街などのグループが策定した復興事業計画に基づいて被災した施設・設備の整備を行う、国の「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」について、いわき市から「いわき湯本温泉郷宿泊観光グループ」、「アクアマリンパーク3者協議会」、「小名浜港港湾運送・倉庫グループ」、「うえだ商店会」、「いわき産地市場水揚げ推進グループ」、「金属加工技術推進グループ」、「いわきトラック物流復興グループ」など、32のグループが採択された。

これらグループは〈1〉経済取り引きの広がりから、地域の基幹産業・産業集団、〈2〉雇用・経済の規模の大きさから重要な中核企業とその周辺企業群、〈3〉地域コミュニティに不可欠な商店街、などのいずれかを要件に採択を受けており、各グループの整備進捗によって単に個別企業・商店の復旧にととまらず、地域、ひいてはいわき市全体の産業・雇用の復興に貢献している。

⑥ 国宝・白水阿弥陀堂が復活

内郷白水町^{うちごうしらみづまち}の国宝・白水阿弥陀堂に安置されていた国指定重要文化財の阿弥陀如来像など5体が、約半年ぶりに修復を終え、平成24(2012)年7月に戻ってきた。

東日本大震災によりひびが入るなど損傷が激しかったため、奈良県に移送されて修復を施されていたもので、これに先立ち阿弥陀堂の屋根の葺き替え工事も実施され、修復現場が一般に公開された。(写真5-32)



写真5-32 文化財を守る職人の技に見入る市民
[平成24(2012)年6月2日 いわき市撮影]

⑦ 市内で唯一、2年ぶりに勿来海水浴場で海開き

平成24(2012)年7月16日、市内の9つの海水浴場はもちろん、県内の16海水浴場でも唯一、市南部（福島第一原子力発電所から65kmの距離）の勿来海水浴場^{なごそ}で2年ぶりに海開きを行った。

津波被害と福島第一原子力発電所の事故で平成23(2011)年は開設を見送ったが、放射線量の調査を受け、海水浴にあたって問題がないことや仮設トイレやシャワー設備など一定の衛生設備を備えたことにより、オープンにこぎつけることができた。いわきの夏の観光を代表する「海」がいよいよ発信できるとして、全国向けテレビニュースにも取り上げられた。(写真5-33)



写真5-33 勿来海水浴場で久しぶりに海の感懐
[平成24(2012)年7月16日 いわき市撮影]

⑧ リニューアルが成った「道の駅よつくら港」

「道の駅よつくら^こ港」は海岸域に位置し、津波で大きな被害を受けた。建物は鉄骨の骨組みだけを残し全壊したが、関係者は「復興のシンボルとして復活させよう」と再出店の準備を進め、平成24(2012)年8月11日に交流館が再オープンした。オープンと同時に、1階の直売スペースや2階のフードコートは再開を待ちわびた多くの市民でにぎわった。(写真5-34)

震災の教訓を生かし、緊急避難場所や非常用トイレ、飲料用貯水タンクを設置、さらに非常用食料を備えるなど、防災機能を強化しての再出発となった。



写真5-34 待望の再オープンを迎えた「道の駅よつくら港」
[平成24(2012)年8月11日 いわき市撮影]

(2) 心でつなぐ復興

① 『がんばっぺ！いわき応援隊』を創設

市は、「がんばっぺ！いわき」のキャッチフレーズのもと、行政、企業、個人問わず、誰しものが願う「いわきの復興」という目標に向かって心をつなぐためのエネルギーを醸成するとともに、いわきへの支援の輪を全国に広げるため、「がんばっぺ！いわき応援隊」を5月に創設した。(写真5-35、36)



写真5-35 復興を支える「がんばっぺ リストバンド」
[いわき市撮影]



写真5-36 道路パトロールカーも「がんばっぺ いわき」
[5月 いわき市撮影]

② 秋篠宮ご夫妻が来市

6月17日、秋篠宮ご夫妻がいわき市を訪問された。市内では、津波被害に遭った平豊間地区や、アクアマリンふくしまなどの被害の状況などを視察されたほか、「いわき^{みなみ もり}南の森スポーツパーク」内の避難所を訪れ、避難住民たちを見舞われた。(写真5-37)



写真5-37 市長からの被害状況説明に耳を傾けられる秋篠宮ご夫妻
[6月17日 いわき市撮影]

③ 「がんばっぺ！いわき復興祭」を開催

市は、東日本大震災により、大切な家族や住み慣れたわが家を失うなど、大きな被害を受けた市民と近隣自治体からの避難者などが、共に手を携え、本市の復興とさらなる発展に向けた歩みを始める契機とするため、市制施行45周年の節目の日である10月1日から2日にかけて、「21世紀の森公園」で「がんばっぺ！いわき復興祭」を開催した。

この復興祭には、市内はもとより、首都圏、近県からの来場者など、2日間で延べ10万人を超える方々が来場した。(写真5-38)



写真5-38 「いわきおどり」で復興を願う
[10月1日 いわき市撮影]

④ ～日本の復興を「いわき」から～ 「復興祈念 第3回 いわきサンシャインマラソン」を開催

市は、平成24(2012)年2月12日に、本市の復興を祈念する大会として「復興祈念 第3回いわきサンシャインマラソン」を開催した。本大会は、コースの被害などにより、開催自体が危ぶまれたが、多くの方々の支援や協力のもと、無事に開催できた。

大会当日は、沿道にたくさんの方々が詰め掛けるなか、全国各地から集まった過去最多となるランナーが参加。オリンピックメダリスト有森裕子さんやオリンピック元代表増田明美さん、箱根駅伝で活躍した柏原竜二選手が応援に駆けつけた。(写真5-39)



写真5-39 参加者3,860人がゴールをめざして一斉にスタート
[平成24(2012)年2月12日 いわき市撮影]

⑤ 名人戦開催を記念して「がんばっぺ いわき 将棋大会」

将棋の「第70期名人戦」7番勝負第3局が、いわき市で開催されるのを記念して、平成24(2012)年5月、「がんばっぺ いわき 将棋大会」が生涯学習プラザで開催され、大人から子どもまで、熱戦を繰り広げた。(写真5-40)



写真5-40 ちびっ子も熱戦を展開
[平成24(2012)年5月6日 いわき市撮影]

⑥ 「フラガールズ甲子園 in IWAKI」を開催

全国高等学校フラ競技大会「踊ろう！フラガールのふるさとで！第2回フラガールズ甲子園in IWAKI」は華やかな雰囲気の中、平成24(2012)年8月19日、いわき芸術文化交流館「アリオス」で開かれた。

前年は東日本大震災の影響を受け東京で開催せざるを得なかったが、今年は満を持して、「フラガールのふるさと」いわき市開催となった。全国から15校が出場し、フラ、タヒチアンダンスなどで優勝をめざして踊りを披露。笑顔と元気を全国に発信した。(写真5-41)



写真5-41 笑顔と華やかな踊りを披露
[平成24(2012)年8月19日 いわき市撮影]

⑦ プロ野球オールスター戦のいわき開催が決定

日本野球機構(NPB)が平成24(2012)年3月に、復興支援事業として福島県で「2013プロ野球オールスター戦」を開催することを発表して以来、いわき市はオールスター誘致委員会を設置して署名、陳情活動などを展開して誘致を要望してきたところ、9月5日、同機構は開催地をいわき市に決定したと発表した。

会場となるいわきグリーンスタジアムは、これまでも多くのプロ野球公式戦が開催された、約3万人を収容できる施設。市長は「いわき市だけでなく、『福島県でオールスターが開催される』という認識のもと、復興の弾みとなるよう万全の態勢で臨みたい」と喜びのコメントを発表した。

平成25(2013)年7月の開催に向け、夢と希望が広がり、さらに経済の活性化にもつながるものと、関係者はもちろん市民の期待が高まった。(写真5-42)



写真5-42 みんなの力でオールスター開催の成功を
[平成25(2013)年1月 いわき市撮影]

⑧ 「みなとオアシス Sea 級グルメ全国大会 in 小名浜」の開催

平成24(2012)年10月6日から3日間、小名浜港のアクアマリンパークで「いわき小名浜みなとフェスティバル」が開かれた。

同フェスティバルの基幹事業（Sea級グルメ全国大会、太平洋諸国舞踊祭、いわき大物産展）の一つとして、「第2回みなとオアシスSea級グルメ全国大会in小名浜」が開催。全国各地から寄せられた地元の魚や海産物を活

かした料理の味を楽しんでもらおうというもので、今年が2回目。大会には北海道から九州まで全国の港から25品目（いわき市からも5品目が出品）が参加し、自慢の味が披露された。

大会を含むフェスティバルは連日にぎわいを見せ、3日間で約13万5,000人が訪れた。(写真5-43)

⑨ 女子ゴルフトーナメントがいわきで初めて開催

日本女子プロゴルフ協会公認のトーナメント「エリエールレディスオープン」が平成24(2012)年11月16日からの3日間、市内勿来町の五浦庭園カントリークラブで開催された。31回を数える大会の歴史で、四国以外で開催されるのは初めて。いわき大王製紙(株)が市内に本社を持つことが縁で、被災地の復興への願いを込めて開催地を変更したもので、いわき市で開催される初めての女子トーナメントとなった。

大会前日のプロアマ大会や3日間のツアー競技には、一流選手を一目見ようと4日間で2万2千人余が観戦に訪れ、大会は大いに盛り上がった。(写真5-44)

⑩ いわき海星高校が選抜高校野球大会出場へ

平成25(2013)年1月25日、第85回選抜高校野球大会の出場36校を決める選考委員会で、いわき海星高校が「21世紀枠」で選出され、あこがれの“甲子園”への出場（旧小名浜水産高校の時代を含め、春、夏を通じて初めて）を決めた。

太平洋の海岸線に面したいわき海星高校は、東日本大震災の津波で校舎やグラウンドが壊滅的な被害を受けた。しかし、全国からボールやバットなど多くの支援を受け、他校の練習場を借りるなどして、ひたむきに練習を続けた。昨年秋の県大会では活躍し、ベスト16に残ったことが高く評価された。(写真5-45)



写真5-43 全国各港のsea級グルメが勢ぞろい
[平成24(2012)年10月6日 いわき市撮影]



写真5-44 大勢のギャラリーが迫力ある試合(プロアマ大会)を観戦
[平成24(2012)年11月15日 いわき市撮影]



写真5-45 センバツ出場が決まり、大喜びのいわき海星ナイン
[平成25(2013)年1月25日 いわき市撮影]

⑪ 各地域で行われた災害復興事業

このほかにも、市内各地区では復興に向け結束して元気を取り戻そうと、平成23、24(2011、12)年度、「心にとどけ復興和太鼓コンサートほか」、「あしたの元気になあれプロジェクト」、「豊間地区復興祈念祭」、「みなと日曜市」、「いわきの海プロジェクト」、「復興楽市ひかり輝くシーサイドin永崎」、「なこそ希望復興支援事業」、「元気だっぺゆもと復興ふえすていばる」、「サマーフェスタよつくら」、「遠野匠の里復興事業」、「よしまMusicジャンボRy」、「2011田人復興祭」、「川前元気回復プロジェクト」、「久之浜町利便性等機能復帰事業」など、さまざまな事業が展開され、市はこれら事業を支援した。(写真5-46、47、48)



写真5-46 「あしたの元気になあれプロジェクト」 中央台の地域住民と仮設住宅に入居する住民との交流促進。
[平成24(2012)年7月撮影]



写真5-47 「よしまMusicジャンボRy」 好間工業団地中央公園で地域の人々が、にぎわいを取り戻そうと交流。
[平成24(2012)年9月撮影]



写真5-48 「復興楽市ひかり輝くシーサイドin永崎」 津波被災地・永崎地区において、定期的に復興楽市を開催。
[平成24(2012)年8月撮影]